

平成26年3月甲良町議会定例会会議録

平成26年3月6日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 甲良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 甲良町墓地の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 甲良町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第11 議案第11号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第12 議案第12号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第13号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第14号 平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第15号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第16号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第17号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第18号 平成26年度甲良町一般会計予算
- 第19 議案第19号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計予算

- 第20 議案第20号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
 第21 議案第21号 平成26年度甲良町介護保険特別会計予算
 第22 議案第22号 平成26年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
 第23 議案第23号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 第24 議案第24号 平成26年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
 第25 議案第25号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計予算
 第26 議案第26号 平成26年度甲良町水道事業会計予算
 第27 議案第27号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計予算
 第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
 第29 同意第1号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
 第30 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	中川愛博
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	保健福祉課長	川嶋幸泰
道の駅管理室長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設水道課長	若林嘉昭	住民課長	山本昇
社会教育課長	池田弥太郎	学校教育課長	塚口博
総務課参事	中川雅博	建設水道課参事	北坂仁

人権課長補佐 山 田 光 義

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長 陌 間 忍 書 記 宝 来 正 恵

(午前9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成26年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員および1番 山田議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成26年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。提案説明に先立ち、2月臨時会以降の行政報告を申し上げます。

去る3月2日、日曜日、第16回犬上川クリーン作戦を開催いたしました。議員各位の協力のもとで、行政、地域、企業等、約300名の参加により、清掃活動を盛大に開催することができました。ありがとうございました。毎年、ごみの量は減少してきておりますが、残念ながらごみゼロにはなっておりません。今後とも、啓発を兼ねて犬上川クリーン作戦を続けていきたいと考えておりますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、例年よりは早い時期であります。3月3日、職員の人事異動の内示を行いました。今年は、定年退職者10名、自己都合5名、合わせて15名の退職者があり、例年になく多くの職員が退職されます。そこで、職務に支障を来すことなく、引き継ぎができるように早めの内示を行いました。また、今年度、定年退職者から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が

段階的に65歳へと引き上げられます。このことに伴い、60歳で定年退職した職員について、雇用と年金の接続が図られるよう、政府から要請がありました。定年退職する職員が再任用を希望する場合は、無収入期間、再任用することにし、定年退職者に再任用の可否について伺ったところ、2名の職員が再任用で新年度から1年間頑張ってもらえることとなりました。

最後に、道の駅せせらぎの里こうらは、昨年3月23日のオープンからまもなく1年が過ぎようとしています。年間来場者数も、湖東三山スマートインターの開通効果もあって、当初見込みに近づきつつあります。来る3月22、23日には、1周年記念フェスタを開催いたします。オープニングは、甲良中学校吹奏楽部による演奏、式典、その後、祝い餅つき、よさこいソーラン演舞、大道芸ショーなどのイベントを計画しております。これまで以上に多くの方々にお立ち寄りをいただき、今後も甲良町のPRをはじめ、せせらぎの里こうらも躍進するために頑張りますので、議員各位のご協力も併せてお願いをいたします。

それでは、議案の説明であります。議案第3号は子ども・子育て会議委員を加えるため、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号および第5号は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉法施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例および甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が公布されることに伴い、甲良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、北落区の森墓地の移転に伴い、条例上の位置の変更ができていなかったため、甲良町墓地の設置および管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、一般廃棄物処理業の中に処分業を明示するため、甲良町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、道路法施行令の改正に伴い、甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正するものです。

議案第10号は、甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者を指定することについて議会の議決をお願いするものであります。

議案第11号は、平成25年度甲良町一般会計補正予算（第6号）についてですが、今回は3,633万円を増額し、補正後の予算の総額を38億5,

770万4,000円とするものでございます。主な補正項目といたしましては、歳入では町税における法人税の増、国庫支出金における社会福祉費補助金および道路整備費補助金の増、繰入金における財政調整基金繰入金の減などがございます。歳出では、総務費における需用費、工事請負費および備品購入費の増、また負補交の減、民生費における需用費、負補交および扶助費の増、また、委託料および繰出金の減、衛生費における負補交の減、土木費における委託料の増などが主なものでございます。

議案第12号から17号までは、6つの特別会計補正予算になっております。主なものといたしましては、国保会計によるものでございます。歳入では、退職保険者負担金および保険財政共同安定化事業交付金の増、歳出では、保険給付費保険者負担金および高額療養費負担金でございます。

続いて、議案第18号の平成26年度甲良町一般会計予算および議案第19号から第27号の平成26年度の8つの特別会計および企業会計の予算でございます。昨日の全員協議会で予算の概要を述べさせていただいておりますので、細かくは申しませんが、甲良町を運営していく上で、昨年度に引き続き緊縮予算にならざるを得ませんでした。一般会計予算につきましては、昨年度当初予算より0.9%減となる34億7,400万円となりました。特別会計および企業会計による9会計の総予算額では、昨年度当初予算より7.0%増となる27億5,838万3,000円の増となりました。

以上、来年度に向けた緊縮した予算を有効利用するために、マニフェストを基幹として、あらゆる施策について創意工夫をこらし、住民の皆様が誇らしく思う甲良町となるよう、住民と職員が一緒になって進んでいけるよう努めてまいります。

諮問第1号は、人権擁護委員のうち任期満了者があり、再任をお願いいたしたく、人権擁護審議会法の定めにより候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

同意第1号は、任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき、再任の同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。なにとぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

○**建部議長** 次に、日程第3 議案第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第3号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○金田教育次長 それでは、ご説明申し上げます。

甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正をする。

別表に次のように加える。

甲良町子ども・子育て会議委員、報酬の額は日額5,000円。旅費の額は上段と同じで、特別職の相当額であります。

付則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成25年10月1日からの適用をお願いするものでございます。よろしくお願いをします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。この子ども・子育て会議委員の任命は既に終了されていると思いますが、何名であり、認定が確立をしたかどうかのご説明をお願いいたします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 昨年の9月に条例制定をしていただきました。その条例の中では、委員は15名以内という形になっておりまして、13名の委員を委嘱させていただきました。10月1日付で委嘱を完了いたしております。その13名のうちの8名が一般の方ということになりますので、よろしくお願いをします。

以上です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第4 議案第4号および日程第5 議案第5号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第4号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。議案第5号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**中川総務課参事** 失礼します。まず、議案第4号の方ですが、大変申しわけありませんが、付則部分の訂正がありますので、お手元に配布させてもらっていますので、それに差しかえをお願いします。どうも、済みませんでした。

それでは、議案第4号について説明をいたします。

甲良町消防団員の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。今回の改正は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の第5条、第10項が削除され、第12項が第11項と項の繰り上げがされました。そのことによって、地方公務員災害補償法の改正がされたことに伴う改正であります。甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

付則として、この条例は平成26年4月1日から施行する。

続きまして、議案第5号であります。甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例です。改正理由につきましては、議案第4号とおなじであります。甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるものです。

付則として、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上であります。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第4号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第4号は可決されました。
次に、議案第5号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第5号は可決されました。
次に、日程第6 議案第6号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○**陌間事務局長** 議案第6号 甲良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。
総務課参事。

○**中川総務課参事** 議案第6号 甲良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴いまして、甲良町非常勤消防団員の退職報償金の金額の改正であります。甲良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「14万4,000円」の欄が、「20万円」と、5万6,000円の増額になりまして、それ以外の欄につきましては、一律5万円の増額に改めるものであります。

付則として、1、施行期日。この条例は、平成26年4月1日から施行する。経過措置2、この条例による改正後の甲良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

以上であります。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第6号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第6号は可決されました。
次に、日程第7 議案第7号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○**陌間事務局長** 議案第7号 甲良町墓地の設置および管理する条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成26年3月6日。
甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。
住民課長。

○**山本住民課長** 北落の墓地が改修になった後、地番の改正ができておりませんでしたので、今回、改正をお願いするものでございます。甲良町墓地の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。甲良町墓地

の設置および管理に関する条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正をする。別表中「大字金屋字森59番地」を「大字北落字陌間1052番地」に改めるものでございます。

付則としまして、この条例は公布の日から施行をお願いするものでございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この地名の変更ですけれども、登記表示が変更になったのではなく、墓地そのものが移動をしたということで聞いています。その点で、国や県の許可との関係、変更の手続きは既に完了をしているものでしょうか。それとも、町の方に設置をしている字の方が、移動の届けなりがされていなくて、気がつくのがおそかったということなんではないでしょうか。その辺の説明をお願いいたします。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 当初、工事改良されたときに地番を設定するのが本来ですが、それがちょっとできておりませでした。それとまた、墓地、納骨堂および火葬場ということで、これは法律がございまして、その第10条の中にございました。その中で、甲良町の墓地の設置および管理に関する条例の第2条の中に、墓地の設置および区域の変更は、法第10条の規定により、町長が行うものとするということで、町が行うということになっておりますので、それに基づいて、今回、変更をさせていただくものでございます。

○建部議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第8 議案第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第8号 甲良町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**山本住民課長** この条例も私どもの方の現状の仕事に合わせて条例を改正させていただくものでございます。甲良町廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和62年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「許可」を「申請」に改め、同条中「法第7条第1項」を「法第7条第1項、第2項、第6項または第7項」に改め、同条後段中「許可を受けたのちその内容の一部を変更しようとする場合も、また同様とする。」を「また、法第7条の2に定める変更の許可等についても同様とする。」に改めるものでございます。

付則としまして、この条例は公布の日から施行をお願いするものでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第9 議案第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第9号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 議案第9号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

甲良町道路占用料徴収条例（平成18年9月25日条例第25号）の一部を次のように改正する。別表のように改めます。

付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番、西澤です。きのうの全員協議会で説明いただきましたが、この占用料を引き下げること、24%の減額、そして、前年度と比べると32万4,914円の減収ということで説明を受けましたが、これで間違いありませんか。私が聞き間違っていたら、訂正と報告をお願いします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 予算をつくるときの試算ではございますが、この数字で間違いございません。

○**建部議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番、西澤です。前年度と比べますと、32万4,000円余りということですが、わずかな金額のように思います。しかし、財政難の中で、我が町としても少しでも収入の可能なところは、収入を見込んでいくというのが、我が町の立場だということのように思います。そして、相手は体力のある大企業、関電をはじめNTTなどがあります。そういうところには、24%もの減収を行うということになりますと、条例主義で町独自が判断で

きるといふ分野にもかかわらず、そういう判断をされることについては理解ができません。そういう点では、徴収すべきところを維持して、相手に理解を求めるといふ立場で臨む必要があると思いますので、私はこの占用料の値下げの条例については容認することができないことを申し上げておきたいと思います。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第10 議案第10号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第10号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** この件につきましては、指定する機関の収入に伴い指定管理者の再任指定をお願いするものでございます。

甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記、1、公の施設の名称。甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」。

2、指定管理者。滋賀県草津市大路3丁目5-64。株式会社いずみ21。代表取締役、南啓次郎。

3、指定管理期間。平成26年4月1日から平成31年3月31日。

いずみ21は、プール、風呂を開設時から指定管理をお願いしている業者でありまして、経営も健全であります。今回も再指定をお願いするものでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 昨日、指定管理の対象の方にヒアリングをされたことが報告されましたが、ヒアリング内容について、どういう事項が含まれていたのかというところの説明をお願いしたいと思います。その中には、決算内容の報告も、それから、職員の管理の問題もあったと思いますが、それも含めてどういう内容のヒアリングだったのかのご報告をお願いいたします。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 平成26年2月12日にヒアリングをさせていただきまして、決算の内容あるいは職員の内容、それと、今後の事業の計画内容等につきましてヒアリングをさせていただきました。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 計画等というように、などとされましたが、項目が幾つかあると思いますが、細目をきちっと言っていただきたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 施設の管理運営に関する基本的な考え方として、その施設目的に対してどのように事業を展開するかという項目と、それと、施設の利用増進を図るための計画です。それと、施設の管理運営に関する計画等につきまして、種々運営計画につきましてヒアリングをさせていただきました。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第11 議案第11号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第11号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第6号）。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、議案第11号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,633万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億5,770万4,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、既定の繰越明許費の変更は、第2表、繰越明許費補正による。

平成26年3月6日。

甲良町長。

それでは、第1表の第1ページです。

歳入歳出予算補正の歳入の部でございます。1款 町税、補正額3,908万円。10款 交通安全対策特別交付金13万6,000円。13款 国庫支出金235万1,000円、14款 県支出金378万8,000円、16款 寄付金19万5,000円、17款 繰入金800万円の減額、19款 諸収入122万円の減額。歳入合計、補正前の額38億2,137万4,000円。補正額3,633万円。計38億5,770万4,000円。

2ページです。歳出、2款 総務費1,053万6,000円、3款 民生費1,760万7,000円、4款 衛生費341万3,000円の減額、6款 農林水産業費22万2,000円、8款 土木費940万5,000円、9款 消防費48万3,000円、10款 教育費75万7,000円、13款 諸支出金73万3,000円、歳出合計は、歳入額と同額でございます。

続きまして、4ページです。

第2表、繰越明許費の補正。2款1項の総務管理費、電気自動車急速充電器設置事業792万2,000円、防犯カメラ購入事業400万円、地域お

こし協力隊拠点施設整備事業 2 2 1 万 6, 0 0 0 円、3 款 1 項の社会福祉費、知的障害者更生施設かいぜ寮建設事業 1 4 0 万円、自立支援給付システム変更業務委託 4 8 万 3, 0 0 0 円、2 項の児童福祉費、子ども子育て支援制度対応システム構築業務委託 1, 0 0 0 万円、8 款 2 項の道路橋梁費、町道金屋池寺長寺線道路改良工事 4, 0 0 0 万円、道路ストック修繕計画策定業務委託 9 5 0 万円、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託 3 9 5 万円、4 項住宅費、改良住宅屋根修繕工事 6 7 0 万円、1 0 款 1 項の教育総務費、中学校舎屋根防水改修事業 3 3 0 万円、計 1 1 件でございます。どうぞ、よろしくお願い致します。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西川議員。

○**西川議員** 4 番、西川です。2 件、お尋ねします。

1 つは、繰越明許費の中にあります道路ストック修繕計画策定というのがあるんですが、これは平成 2 6 年度で実施というのは、この計画策定が実施されるという理解でいいということかどうかということと、これに対する工事費の裏づけは国の交付金関係が、アベノミクスのようなものが約束されているのかということと、もう 1 件、平成 2 5 年度の全体予算で、特別交付金が 2 億 8, 0 0 0 万円計上されてあるんですが、2 4 年度では当初、2 億 8, 0 0 0 万円計上されていまして、最終 4 億 1, 7 8 4 万 2, 0 0 0 円となっていたと思うんですが、今年度 2 5 年度の最終はどのようになるかということをお聞かせください。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 道路ストック修繕計画策定業務委託でございますけれども、これは平成 2 6 年度に事業をするものでございます。全協でも述べましたように、道路施設の舗装、看板等の計画を立て、計画的に修繕箇所を年度別に策定するもので、一応、国の交付金対象になると聞いております。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 特交につきましては、今、県の方で多分配分されているという状況でございますので、もうしばらくすれば、結果が通知されると思っていますので、もうしばらくお待ちください。

○**建部議長** ほか、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

以下、討論、採決は最終日に行います。

次に、日程第 1 2 議案第 1 2 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第12号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**山本住民課長** それでは、国保会計をお願いいたします。

平成25年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条でございます。既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ3,159万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,951万3,000円とするものであります。

2としまして、歳入歳出予算の補正。款、項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

1表をお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。3款 国庫支出金、補正額531万8,000円の減額であります。4款 療養給付費交付金1,249万円、5款 県支出金1,896万6,000円の減額、6款 共同事業交付金1,850万5,000円、8款 繰入金2,239万9,000円、10款 諸支出金248万円。歳入歳出の補正額が、3,159万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費、補正額1万3,000円、2款 保険給付費3,551万4,000円、4款 介護保険納付金22万5,000円の減額であります。5款 共同事業拠出金324万8,000円の減額、10款 後期高齢者支援金等が49万4,000円の減額、11款 前期高齢者納付金2,000円、13款 予備費、2万8,000円でございます。歳出合計は、歳入金額と同額でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第13 議案第13号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第13号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万円増額し、歳入歳出それぞれ6,650万4,000円をお願いするものでございます。第1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。3款 繰入金、補正前予算額2,688万3,000円、補正額13万円、合計2,701万3,000円、歳入合計、補正前予算額6,637万4,000円、補正額13万円、合計6,650万4,000円でございます。

続きまして、支出の部でございます。1款 総務費、補正前予算額7,947万円、補正額13万円、補正後807万7,000円。歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第14号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第14号 平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 甲良町介護保険特別会計補正予算書をお願いいたします。
総額に歳入歳出それぞれ202万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億5,361万8,000円をお願いするものでございます。

1ページ、1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。3款 国庫支出金、補正額57万7,000円、6款 繰入金、補正額278万2,000円の減額。歳入合計、補正前予算額7億5,582万3,000円、補正額220万5,000円の減額、補正後予算額7億5,361万8,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費、補正額220万5,000円の減額、歳出合計額につきましては、歳入合計額と同じでございます。よろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第15号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第15号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山本住民課長 それでは、予算書をお願いいたします。予算書の次のページでございます。

歳入歳出の補正ということで、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76万7,000円をお願いするものでございます。

第1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。2款 使用料および手数料、補正額が122万2,000円の減額であります。3款 諸収入、4万3,000円の減額です。4款 財産収入4,000円の減額。5款 繰入金13万8,000円の減額。歳入合計としまして、140万5,000円の減額でございます。補正

後の額が、76万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 墓地公園管理費18万5,000円の減額、2款 諸支出金122万円の減額でございます。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第16号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第16号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長補佐。

○**山田人権課長補佐** 予算書をお願いします。平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について説明申し上げます。表の裏をお願いします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出総額にそれぞれ257万3,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,786万円とお願いするものでございます。内容につきましては、1表をご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。1ページをお願いします。

1款 県支出金、補正額5万4,000円の減でございます。2款 繰入金、補正額73万3,000円の追加。3款 諸収入、補正額189万4,000円の追加。収入合計といたしまして、補正前の額が2,528万7,000円、補正額257万3,000円、補正後の合計2,786万円でございます。

続きまして、歳出でございます。2ページをお願いします。

2款 公債費、補正額257万3,000円の追加。歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番、西澤です。説明書の6ページですが、諸収入のところ、新築資金の返還がされています。現年分と、それから滞納分、当初見込んでいた、つまり、予算に上げていた金額からしますと、わずかでありませうけども、前進が見られます。その点で、どういう状況で納入をいただいたのか。そして、何人から滞納分の納入があったのかの説明をお願いしたいと思います。それが1つです。

それから、そのほかにはさまざまに一律的に同じパターンでいかないと思いますけども、それぞれの課題を現時点でどういうように把握し、そして、どういう課題で、この滞納分の新築資金の回収を進めようとされているのかの方向を示していただきたいと思います。2点です。

○**建部議長** 人権課長補佐。

○**山田人権課長補佐** 1点目のご質問ですけど、額的には少ないんですけど、滞納者に対しての地道な督促、相談を含めて窓口での対応をしながら滞納者に、例えば分納を含めていろいろな相談の中で少しずつの金額を納めてもらうような形をとりましての増額となっております。

そして、2点目ですけど、今言いましたとおり、滞納者につきましては、71件の滞納者がございます。そこで、ランクづけをしまして、上位といいますか、10人の中で金額が多い、多額であって、そして、こちらが文書通達ならびに出向いての相談内容につきまして、全然対応をしてくれない5人に絞りまして、その方につきましては、9月議会で一応、法律的な方法をとるという形になっておりまして、12月でその議決をもらいましたので、この3月末で法的な手段をとっていくという形になります。かといって、その文面だけじゃなくて、やっぱり人権課という、人権を尊重する課ですので、やはり、その人の人権も尊重するというので、たびたびといいますか、電話対応、そして訪問して、これでいきますよという確認をしながら、3月をめどに法的な手段に向かっていきたいと思います。

以上です。

○**建部議長** 追加答弁。

○**山田人権課長補佐** 人数については、ちょっとまだ細かくは把握できていませんので、またお知らせさせていただきます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** この117万9,000円は、何人から滞納分を回収された、人数を聞いていますが、わかりませんか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 滞納者は沢山おられまして、その沢山の中の金額が全体に上がってきたということになりますので、何人からの滞納者の分というのは、ちょっと把握しきれませんので。全体がこれだけ上がってきたということになります。

○建部議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第17号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第17号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 それでは、議案第17号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,288万2,000円でお願ひするものでございます。補正後の歳入歳出の金額は第1表で、また、地方債の補正につきましては、第2表で説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の部です。4款 町債140万円を増額。歳入合計といたしまして、補正前予算額が4億3,148万2,000円、補正額が増額の140万円、補正後の予算額が4億3,288万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出の部です。2款 下水道事業費142万8,000円を増額です。4款 予備費2万8,000円の減額です。歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。起債の目的として、流域下水道事業債140万円を増額で、補正後が1,530万円です。起債の合計額は、1

40万円の増額で、1億4,880万円とお願いするものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
これより、約15分間、休憩をいたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開いたします。
ここで、お諮りをいたします。

これより審査願ひます日程第18 議案第18号から日程第27 議案第27号までの平成26年度の各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案附託表のとおり、予算決算常任委員会に附託いたしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第18 議案第18号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第18号 平成26年度甲良町一般会計予算、議案第19号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度甲良町介護保険特別会計予算、議案第22号 平成26年度甲良町墓地公園事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第24号 平成26年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算、議案第25号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計予算、議案第26号 平成26年度甲良町水道事業会計予算、議案第27号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** これより、新年度予算については順次提案説明だけをしていただきます。質疑等については、常任委員会でもたそういう質疑を行っていただ

きたいと思いますが、とりあえず一般会計、特別会計と順次、提案説明を求めていきます。

まず、議案第18号の提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、議案第18号 平成26年度甲良町一般会計予算について説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を34億7,400万円と定めております。第2条では、債務負担行為について定めています。第3条については、地方債について定めております。第4条につきましては、一時借入金の限度額を6億円と定めております。第5条につきましては、歳出予算の流用について定めております。

それでは、1ページ、第1表、歳入歳出予算。

歳入の部。1款 町税9億459万9,000円、2款 地方譲与税3,400万1,000円、3款 利子割交付金160万円、4款 配当割交付金221万円、5款 株式等譲渡所得割交付金38万円、6款 地方消費税交付金7,900万円、7款 自動車取得税交付金550万円、8款 地方特例交付金230万円。

2ページでございます。

9款 地方交付税13億5,800万円、10款 交通安全対策特別交付金150万円、11款 分担金および負担金3,751万1,000円、12款 使用料および手数料2,844万円、13款 国庫支出金2億2,085万6,000円、14款 県支出金2億967万1,000円、15款 財産収入634万7,000円。

3ページでございます。

16款 寄附金11万円、17款 繰入金1億8,355万円、18款 繰越金4,000万円、19款 諸収入1億1,672万5,000円、20款 町債2億4,170万円。歳入合計34億7,400万円。

4ページでございます。

歳出。1款 議会費6,578万9,000円、2款 総務費4億5,954万3,000円、3款 民生費12億290万5,000円、4款 衛生費3億2,314万7,000円、5款 労働費63万6,000円、6款 農林水産業費9,376万4,000円、7款 商工費4,004万7,000円、8款 土木費1億919万8,000円、9款 消防費1億2,990万6,000円、10款 教育費3億9,146万2,000円。

6ページでございます。

11款 災害復旧費2万6,000円、12款 公債費4億6,234万

6,000円、13款 諸支出金1億9,173万1,000円、14款 予備費350万円。歳出合計は、歳入額と同額でございます。

7ページ、第2表。債務負担行為。事項として、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償、平成26年から平成38年まで。滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業、26年から38年まで、6億3,072万円。滋賀県防災行政無線整備事業、平成26年から平成27年まで、527万4,000円。

8ページでございます。

地方債。地域活性化事業債、紫雲苑整備、6,020万円、せせらぎの里こうら整備事業債、1,650万円、緊急防災・減災事業債、2,600万円、臨時財政対策債、1億3,900万円。計2億4,170万円。

以上です。どうぞ、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 具体的な質問につきましては、委員会ではありますが、特にこの際に質問がございましたら。ありますか。

西澤議員。

○**西澤議員** 最初、質問がないと思っていましたので、総括的なところで聞かせていただきます。

きのう、全協の議長の開会挨拶にもありましたように、第2期の北川町政のスタートであります。それで、主要施策の概要の中の6ページにあります中に、町長公約、マニフェストの表とつけ合わせてみましたが、細部がわかりませんので、公約に掲げた事業が盛り込まれている事業、この中に書かれているのを指摘していただきたい、説明をしていただきたいと思います。中身は結構です。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 幾つかあるんですが、各担当割にしていまして、総務課の方でも把握はしているんですが、今すぐに、これとこれということはできませんので、また後で一覧表にしてお渡しするというところでお願いできますか。済みません。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それでいただければありがたいと思います。私が、町長公約のマニフェストと比べてみてわかったのは、スズメバチ対策が盛り込まれていましたので、これはわかりました。そのほかにごございましたら示していただきたいということで申し上げます。

○**建部議長** ほかに特別にございませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、次に、日程第19 議案第19号についての

提案説明を求めます。

住民課長。

○山本住民課長 それでは、国保会計の予算書をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、第1条でございます。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,978万4,000円をお願いするものでございます。第2条で、一時借入金でございます。一時借入金の最高額は、6億円ということでお願いしたいと思っております。

それでは、第1表をお願いいたします。1ページでございます。

まず、歳入の部でございます。1款の国民健康保険税2億107万4,000円、2款の使用料および手数料10万円、3款 国庫支出金2億3,949万5,000円、4款の療養給付費交付金5,302万1,000円、5款の県支出金8,729万8,000円、6款 共同事業交付金1億715万8,000円、7款の財産収入2,000円、8款の繰入金1億168万2,000円、繰越金が1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

10款の諸収入101万4,000円、11款の前期高齢者交付金1億5,893万9,000円でございます。歳入合計は、9億4,978万4,000円でございます。

次に、歳出の部でございます。3ページをお願いいたします。

1款 総務費3,162万8,000円、2款の保険給付費6億2,593万円であります。3款 老人保健拠出金8,000円、4款の介護保険納付金5,020万円、5款の共同事業拠出金9,293万円、6款の保健事業費2,842万8,000円、7款の基金積立金2,000円。

次のページをお願いいたします。

8款の諸支出金83万1,000円、9款 公債費35万円、10款の後期高齢者支援金等が1億1,812万円でございます。11款の前期高齢者納付金等が16万7,000円、12款の予備費119万円でございます。歳出合計は、歳入金額と同額でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたが、総括的な質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、次に行きます。

次に、日程第20 議案第20号の提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 失礼します。甲良町後期高齢者医療事業特別会計の予算書をお願いいたします。

歳入歳出予算でございますけれども、総額7,172万5,000円をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表でございます。歳入の部。1款 後期高齢者医療保険料4,115万3,000円、2款 使用料および手数料1万円、3款 繰入金3,054万円、4款 繰越金1,000円、5款 諸収入2万1,000円。歳入合計7,172万5,000円。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費838万3,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,331万1,000円、3款 諸支出金2万1,000円、4款 予備費1万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 総括的な質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第21号の提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 甲良町介護保険特別会計予算書をお願いいたします。

歳入歳出予算でございますけれども、歳入歳出それぞれ7億5,389万5,000円をお願いするものでございます。一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億5,000万円をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入の部でございます。1款 保険料1億3,980万5,000円、2款 使用料および手数料1,000円、3款 国庫支出金1億8,087万1,000円、4款 支払基金交付金2億702万1,000円、5款 県支出金1億270万7,000円、6款 繰入金1億2,048万4,000円、7款 繰越金300万円、8款 諸収入5,000円。

2ページをお願いいたします。

9款 財産収入1,000円。歳入合計7億5,389万5,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費2,925万4,000円、2款 保険給付金7億413万3,000円、3款 地域支援事業費1億1,893万1,000円、4款 公債費1,000円、5款 基金積立金1,000円。

4ページをお願いいたします。

6款 諸支出金20万1,000円、7款 予備費137万4,000円。
歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第22号の提案説明を求めます。

住民課長。

○**山本住民課長** それでは、墓地会計の予算書をご覧ください。表紙の裏側でございます。

歳入歳出の関係でございます。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211万9,000円でお願ひするものでございます。

第1表をお願ひいたします。1ページです。まず、歳入でございます。1款で繰越金1万円、2款の使用料および手数料で175万円、3款の諸収入5万円、4款 財産収入1万円、5款の繰入金で17万9,000円、6款の他会計借入金で12万円。歳入合計としまして、211万9,000円あります。

次のページをお願ひいたします。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費35万9,000円、2款の諸支出金175万円、3款の予備費1万円でございます。歳出合計は、歳入合計と同額であります。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第23号を議題といたします。提案説明を求めます。

人権課長補佐。

○**山田人権課長補佐** それでは、予算書をお願ひします。平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,211万5,000円とお願ひするものでございます。内容につきましては、第1表でご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。1ページ目をお願ひします。

1款 県支出金84万6,000円、2款 繰入金555万8,000円、3款 諸収入1,571万円、4款 繰越金1,000円。収入合計としまして、2,211万5,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。2ページ目をお願ひします。

1 款 総務費 6 4 0 万 4, 0 0 0 円、2 款 公債費 1, 5 7 0 万 8, 0 0 0 円、3 款 予備費 3, 0 0 0 円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○建部議長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

次に、日程第 2 4 議案第 2 4 号を議題といたします。提案説明を求めます。

人権課長補佐。

○山田人権課長補佐 同じく予算書をお願いします。平成 2 6 年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 0 0 万 2, 0 0 0 円にお願いするものでございます。内容につきましては、第 1 表でご説明させていただきます。

まず、収入でございます。1 ページ目をお願いします。

1 款 財産収入 5 0 0 万円、2 款 繰越金 1, 0 0 0 円、3 款 諸収入 1, 0 0 0 円。収入合計としまして、5 0 0 万 2, 0 0 0 円でございます。

続きまして、歳出でございます。2 ページ目をお願いします。

1 款 公共事業土地取得事業費 1 0 0 万 1, 0 0 0 円、2 款 諸支出金 4 0 0 万円、3 款 予備費 1, 0 0 0 円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○建部議長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

次に、日程第 2 5 議案第 2 5 号を議題といたします。提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 それでは、議案第 2 5 号 平成 2 6 年度甲良町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 5 億 8 6 5 万 1, 0 0 0 円をお願いするものでございます。地方債におきましては、第 2 表で説明させていただきます。3 条、一時借入金につきましては、最高額を 3 億円ということをお願いしたいと思います。

それでは、1 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算を説明させていただきます。歳入、1 款 国庫支出

金 3, 100 万円、2 款 繰入金 1 億 8, 689 万 9, 000 円、3 款 諸収入 5 万 1, 000 円、4 款 町債 1 億 9, 390 万円、5 款 繰越金 10 万円、6 款 財産収入 3 万 6, 000 円、7 款 使用料および手数料 9, 540 万 1, 000 円、8 款 分担金および負担金 126 万 4, 000 円。歳入合計として、5 億 865 万 1, 000 円でございます。

2 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1 款 総務費 7, 480 万 9, 000 円、2 款 下水道事業費 8, 812 万 2, 000 円、3 款 公債費 3 億 4, 472 万円、4 款 予備費 100 万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債でございます。地方債の目的としては、公共下水道事業債 2, 250 万円、資本費平準化債 1 億 5, 000 万円、流域下水道事業債 2, 140 万円。起債の合計としては、1 億 9, 390 万円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○建部議長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

次に、日程第 26 議案第 26 号を議題といたします。提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 それでは、議案第 26 号 平成 26 年度甲良町水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

第 2 条、業務の予定量、給水口数 2, 800 口、年間総給水量 92 万立方メートル、1 日平均給水量 2, 521 立方メートル、主要な建設改良事業といたしまして、配水管の布設替工事および水道事務所施設更新工事でございます。

第 3 条、収益的収入および支出の予定額は、収入、第 1 款 水道事業収益 2 億 1, 588 万円、支出の部、第 1 款 水道事業費は、収益と同額でございます。

次のページをお願いいたします。

第 4 条、資本的収入および支出の予定額。収入の部、第 1 款 資本的収入 1, 000 円、支出の部、第 1 款 資本的支出 9, 460 万 6, 000 円でございます。資本的収入額が、資本的支出額に対しまして不足する額、9, 460 万 5, 000 円は、当年度、損益勘定留保資金 9, 460 万 5, 000 円で補填するものでございます。

第 5 条、一時借入金の限度額は 1 億円をお願いするものです。

第6条として、議会の議決を得なければ流用できない経費でございます。職員給与費で、1,427万円でございます。

第7条、他会計からの負担金でございます。消火栓の維持管理のため、一般会計より524万4,000円をお願いするものでございます。

第8条として、たな卸資産の購入限度額でございます。300万円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○建部議長 質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第27号を議題といたします。本案に対する提案説明を求めます。

道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 議案第27号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億3,460万6,000円とお願いするものでございます。説明につきましては、第1表でご説明申し上げます。

第1表、歳入でございます。1款 繰入金1,493万円、2款 繰越金50万円、3款 諸収入1億1,917万6,000円。歳入合計1億3,460万6,000円でございます。

2ページでございます。

歳出、1款 事務所費1,669万6,000円、2款 直売所運営費1億1,479万2,000円、3款 道の駅運営費261万8,000円、4款 予備費50万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○建部議長 質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 諮問第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、人権擁護委員法第6条第1項の規定による委員、上田徳正の任期満了に伴い、同法第6条第3項の定めるところにより、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、意見を求めます。

住所、犬上郡甲良町大字法養寺438番地2、氏名、上田徳正、生年月日、昭和24年6月10日。

上田徳正氏について、推薦内容の理由を申し上げます。人権擁護委員の推薦に当たりまして、平成26年6月30日で1期の任期満了となりますが、再任のお願いをし、内諾をいただきましたので、上田徳正氏を推薦するものです。

上田徳正氏は、1期の任期中においては、人権湖東湖北地域ネットワーク協議会の会議や研修会に積極的に参加し、学習を積み重ねました。地域におきましては、地元の地域総合センターの子どもたちの行事に参画し、特に、人権の花運動に力を入れて、花の世話を通し、こつこつと積み上げていくことの大切さを子どもたちや親に伝え、取り組んでいただいているところでもあります。また、現在も民生児童委員の活動を通じ、熱心に人権問題、福祉の向上について、何事にも積極的に取り組んでいただいているところです。

このたびの上田徳正氏は、町民の信望も厚く、人格、識見高く、広く社会の実情に精通し、人権について理解のある、また今までの経験を活かし、今後の人権擁護活動に大いに期待できる上田徳正氏を人権擁護委員としてお願いするものでございます。任期は、平成26年7月1日から平成29年6月30日までとなります。なにとぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は適任者と認めることに決定いたしました。

次に、日程第29 同意第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第1号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成26年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、犬上郡甲良町長寺1373番地、氏名、尾崎隆昭、生年月日、昭和46年5月2日。

推薦理由を申し上げます。教育委員の尾崎隆昭さんは、この3月末で任期満了となりますので、再任の同意をお願いするものです。尾崎隆昭さんは、保護者代表として、平成21年6月に前任者の残任期間から就任していただき、2期4年9カ月を真摯に務めていただきました。長寺長憲寺住職としてお寺を守っておられ、住民の人望も厚く、人格は高潔で、教育全般に対し熱心であり、教育委員として適任者であると思われまますので、再任の同意をよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私も同意して賛成討論とします。

尾崎さんとは、私は年は大分、親子ほど違いますけど、一応いろんなことで話し合ったり、つきあったりしております。そういう点においても、非常

に実直なすばらしい人物だと確信しています。よって、教育委員という人物に対しては最適だと思いますので、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第1号は同意されました。

次に、日程第30 一般質問を行います。発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内とします。ただし、質問の途中であれば、多少の延長も認めますので、質問者は時間がくれば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔、明瞭に答弁をお願いします。

それでは、最初に2番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 今ほど、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次、質問をさせていただきます。

まずは、質問1として、農業政策についてご質問させていただきます。

最初は、環太平洋パートナーシップ協定の問題ですけれども、日本の農業がこの数年で大きく変貌しようとしております。先日もニュースで、シンガポールでのTPP閣僚会議の様子の報道がありました。共同プレス声明として、我が国をはじめ、オーストラリア、ブルネイ、その他、計12カ国の閣僚が4日間の会合を終えまして、最終的な協定に向けてさらなる飛躍を遂げたということも申されております。前回の閣僚会合で特定された着地点も、大部分合意した。しかしながら、幾つかの論点が残っているものの、包括的なバランスのとれた成果をめざす観点から、これらの課題を解決するための道筋を示したということで説明をされております。また、公益的な2国間会合を通して、残りの作業の重要な部分に占める市場アクセスの進展もさせており、市場アクセスの全分野にわたる野心的なパッケージの完成をされております。若干、日本の要望の主要5品目については物別れとなり、逆をかえせば、かろうじて今段階では守れたかな思っておりますけれども、いつまで

でもこの状態が続くとは到底思えません。

米づくりの産地には関税撤廃をチャンスと捉えているところもあります。甲良の農業については、一定の補助金の政策で成り立っている部分もあります。このままでは地域間価格競争の結果、農業離れが起これり、その結果、土地の荒廃等で自然環境は著しく低下する懸念が残ります。甲良の農業が、今後生き残りをかける戦略的な考えを行政として、今後どのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思っております。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 甲良の農業の戦略的な考え方をどのように考えているかということの問いかけであります。現在の農業は、高齢化、後継者不足、農産物の価格の低迷など多くの課題を抱えておるところでございます。このような状況の中で、農地の集積化が促進され、国の目標は今後10年間で8割、滋賀県の目標は平成28年3月で70%と、ますます加速してまいります。現在の甲良町では、12集落営農が8法人、任意組織が組織されております。それと、その他、認定農業者とともに担い手として、甲良の農業を支えているのが現状でございます。

甲良農業の当面は、委員もご承知のように平成26年度から新しい仕組みになります。経営所得安定対策と米政策の見直し等に対しまして、関係機関と連携しながら、早急に甲良水田フル活用ビジョンの検討を行い、意欲ある農業者なら誰でも参加でき、農業政策を活用しながら安定した農業経営につながるよう推し進めることが大切だと思っております。そのためには、例えば地域を上げて環境保全型農業に取り組み、近隣農業との差別化を図ることをめざすことが大切だと考えているところでございます。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 次に、②ですけれど、今ほど説明がありましたけれども、農村の高齢化、後継者不足で放棄地がこれから増加するというところで、5年、10年後の展望が描けない地域が、甲良でなくいろんな地域が出てこようかと思っております。このため、平成24年度より農水省が進める人・農地プランが策定をされましたけれども、甲良における合議団体、先ほど7団体と。合議団体はどれぐらいあるか。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 人・農地プランの現状でございます。人・農地プランは、集落、地域において十分な話し合いを行い、集落、地域の抱える人と農地の問題を解決するための計画でありまして、今ほど議員が言われたように、24年、25年の部分でありますけれども、町内には14地区に農業組合がありま

す。うち、農地の少ない呉竹、長寺西を除いて12地区のうち、人・農地プランを作成済みが9地区あります。それと、26年度であと残りの3地区についても取り組んで提出をいただくということで、今現在、9地区ということでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 あと3地区ということで、完全にこの人・農地プランが、計画が描けないところについては、補助金も下ろさないという国の中身もあろうと思いますので、甲良が落ちこぼれにならないように、できるだけ早く策定を急いでいただきたいなと思います。

3番目に、人・農地プランによって農地の集積が見込まれますけれども、今後、この5年程度で甲良における農地がどれだけ流用するのかという計画と、それに伴いまして、農業者というよりも農家数がどれだけ減少するというものをお答えねがえればなと思っています。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今ほど人・農地プランについてのご説明をさせていただいて、5年後、どれだけの農地が流動するかということでございますけれど、9地区で出ている数値を集計いたしますと、70人で55ヘクタールということでございます。あと3地区について、これと同様にリタイアというのか、農業をやめられる方も当然出てくると思いますので、それが出た段階でまた報告はさせていただきたいと思っています。

それと、それ以外に予測されるのが機械の故障、また病気、後継者問題等により、数値ではあらかずことはできないんですけれど、それ以上に増加するというように認識しておりまして、当然、農業者がどれだけ減るかということについても、併せてこの12地区の集計ができた段階で報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 それで、関連的な質問をさせていただきます。

現在、農地集積については、農地集積円滑化団体、いわばJAが窓口になっていますけれども、平成26年、今年より土地の集積に対して都道府県の公的な農地中間管理機構がつくられるということで、既に25年度に補正予算で400億円の予算化がされております。その内容として、どのようなものかわかっておればお聞かせ願いたいのと、一部やはり、当然、県に1個ということを知っておりますけれども、市町に対してどのようなものが委託されるのかということがわかればお答え願いたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 現在のところ、県からの説明でいきますと、従来の白紙委任

をやってきたということでございます。それは、議員が言われるように、JAが窓口というか、中心となってやってきました。26年度からは、農地中間管理機構というものが、国から県、その内容を見ておりますと、市町村に委任できるということでありまして、その具体的な事務の流れ、当然、農地中間管理機構だけでなしに、全ての施策の事務的な流れについては、まだ説明されておりませんので、それがわかり次第、できるだけ集落の役員さん等に周知していきたいと思っております。

それと、どのようなということで、当然この政策の見直しに伴い、それに合った土地ということで、当然、従来からの農業者離れをされる農地についての取り扱いが中心となると今のところ思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。できるだけわかり次第、敏速に説明などをしていただきたいと思っております。

続いて、グループハウスですけれど、けんじいの家の入居審査ということでお伺いをさせていただきます。

グループハウス、けんじいの家は、設立当初、私も若干、役員の中でどのようなところだということもいろいろ議論をさせてもらったんですけれども、介護予防施設として国のパイロット事業という形で早く取り組みをされたと思いますが、その中で一部、確認のために説明を求めたいと思っております。甲良のグループハウスの入居については、入居審査会というものが当時あると聞いておりました。その中で、その指名権という、審査会の指名、構成員というものが、委員という形で書かれていたわけなんですけれども、それは町長が指名するというもので、現在その委員さんは何名で、どのような役職の方が指名されているかということをお伺いしたいと思います。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 失礼します。入居審査会要綱というのがございまして、その中では7名プラス必要と認められる者ということになっております。役職につきましては、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、老人福祉担当者、障害福祉担当者、町保健師、甲良町地域包括支援センター職員、それと、入居申請者の担当地区民生委員ということになっております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 一応、先般、村の会合で区長が全然知らなかったと。民生委員も全く知らなかった。何や入っとるぞという報告を受けて、議員さん、これどうなっとるんやという内容を受けました。当然、地元も一応その中で入っていただいたら、当面グループになってこようかと思っておりますので、是が非でも地元民生委員ぐらひは、やっぱり声かけをしていただきたいと思っておりますけれ

ども、いかがでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 この件に関しましては、確かに事後報告は事実でございます。審査決定後、すぐに入居されました。それで、同日に下之郷の民生委員さんにつきましては、保健福祉課に来られたときに口頭で包括の職員からこのような状況の提供はさせていただいておりますので、協力をお願いしたいということで、口頭ではお願いをしております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ずっと見ておりましたら、あと甲良の議会だより38号にその内容が書かれておりました。その中では、我々はちょっと解釈を間違っていたかもしれませんが、地元民生委員は必ず出席すると、地元というのが、その当該関係者の地元なのか、これから携わる地元なのか、そこら辺が明確になっていないんですよね。それを明確に今後していただけるかというものをもう少しきっちり伺いたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 済みません。入居審査会の要綱では、入居申請者の地元民生委員ということになっております。それで、当然、入れられた下之郷の民生委員さんにつきましても、その結果につきましては、区長さん宛てに入居の連絡あるいは報告を、今回のケースに関しましては事後になりましたけれども、これは緊急ということもありましたので、事後に報告になりましたけれども、情報提供をさせていただいたということでございます。

○建部議長 町長。

○北川町長 それと、今回の場合は保健福祉課長が言いましたように、急な話でしたけども、今後26年度に向けて要綱の見直しというか検討をさせていただきたいというふうに思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でもお願いしたいと思っております。

続きまして、高齢者の医療についてお伺いたします。

政府が新年度より70歳から74歳の医療費保険負担を1割から2割に引き上げられるのに伴いまして、現在65歳以上の低所得者に対して、県、市町は独自の医療補助を実施されてきました。現在は1割なんですけれども。今後、国が基準を示したということで見直しが迫られるので、その動向としてはどうなっているのかというふうなことと、また甲良町では、低所得者の該当者、住民税非課税、母子家庭等の母でひとり暮らしという方が何人程度おられるのかお聞かせ願いたいと思っております。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 この件につきましては、国が新年度より70歳から74歳の本人負担を1割から2割に引き上げることに伴い、現在まで65歳以上の低所得者に対しましては、県と市町で独自医療費補助を実施しておりましたが、見直しを行わないと、現在、65歳以上の低所得者の負担は70歳までが1割負担、70から74歳までが2割負担、それと75歳からは後期高齢者になりますので1割負担ということになって、年段階で不整合が生じることとなります。

そのため、見直し案として自己負担割合を、65歳から69歳までが1割であったものを2割に引き上げ、70歳から74歳を国の方は2割なんですけど、1割負担になる予定になっております。実施時期につきましては、課税、非課税の判断ができる平成26年8月とすることになっております。しかし、平成26年4月2日から7月1日の施行になるまでの間なんですけども、当然70歳を迎える方がありますので、その件につきましては、自己負担を2割なんですけども、1割にする経過措置を設けるということになっております。それと、既に1割負担となっている65歳から69歳は、年齢と所得のみで判断することになり、平成26年8月1日までに65歳の誕生日を迎える方は1割負担、26年8月2日以降に65歳の誕生日を迎える方は2割負担ということになります。現在、甲良町での低所得者につきましては、概略ですけれども、100名程度いらっしゃいます。

負担増の場合の説明ということでありまして、補助制度が確定すれば、広報あるいは窓口等で十分な説明を行いたいと考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 先ほどの質問で、65歳から69歳までの人が100名余り。ひとり暮らしの方で対象の方は何名おられるんですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 住基上では、なかなか調査ができませんので、昨年10月、民生委員さんをお願いして調査をしていただきましたところ、独居世帯ですけれども、239世帯となっております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。続いて、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

今年も各地でインフルエンザが大流行をしました。甲良についても、他の地域と一緒に65歳以上が、自己負担が1,000円で、あと残りは補助されておるわけなんですけれども、この予防接種率というものが今年はどうぐらいであったのかお伺いしたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 失礼します。平成25年度の実績でございます。現時点でございます。接種対象者につきましては、2,141人いらっしゃいます。そのうち、接種者につきましては、1,341人が接種されました。接種率に換算しますと62.63%ということでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今後、この負担というものは、他の地域でいろいろこの負担については、もう無料化したらということがあるんですけども、なかなか県では1,000円から2,000円というばらつきが生じているみたいで、これは一方に言えないんですけども、消費税が上がるということについては、負担率というのも上がるんですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 申しわけございません。ここは、検討というか、勉強できておりません。済みません。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 受ける方にしたら、是が非でも支出は抑えたいと思いますので、確認だけお願いしたいなと思います。

続きまして、4番目の老々介護の世帯についてお伺いします。

昨年、守山で発生した、これは新聞で読んだわけなんですけれども、老々介護の殺害事件ということで、夫が妻を殺害したということで、現在、公判中ということであります。その原因については、重度の認知症の妻を介護施設に入れようとしたが、年金の減額等の通知というもので施設利用とか生活費が捻出できないことを思って、殺害をされたという犯行供述をされております。実際には、2,000万円ぐらい貯蓄を持っておられたみたいなんですけれども、これは要は孫にあげようと貯蓄を持っていたということを供述されております。そういうことが、今後、やっぱり年金は下がり、また消費税が上がるということで、そういう可能性ということは甲良町にしても往々にしてあると思います。そういった中で、甲良として全く知らなかったということでは困りますので、町が認識をされております独居もしくはそういう老々世帯数は何世帯あるのかということについてお答え願いたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 住基情報と生活実態というのは、なかなか一致してなくて、実数把握は大変困難なんですけれども、先ほど言いました、10月に民生委員さんの方に調査依頼をした結果につきましては、先ほど言いましたように、独居世帯については239世帯、高齢者のみの老々世帯につきましては268世帯ということで把握しております。

○建部議長 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほど把握が困難とお聞きしたんですけれども、やっぱり地域を使いながら、町としては相談を含めて監視体制が必要だと思いますけれども、もう一度その見解を求めたいと思います。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 今、民生委員さんをお願いしたんですけれど、いろいろな方に対しまして、できる限り把握したいと考えています。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 明快な答えがいただけなかったので、次に進めてまいりたいと思います。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 済みません。2番目の独居に対する監視体制も含めてということで質問をいただいておりますので、その件につきましては、相談窓口につきまして保健福祉課や地域包括センター、地域総合センターでそれぞれの役割を担っていることが多いと思いますけれども、相談があると担当機関と連携して対応しています。

また、見守り体制につきましては、地域包括センターが毎月開催する地域ケアネットワーク会議というものがございまして、地域総合センターや町内の介護サービス事業所あるいは社会福祉協議会、高齢者福祉の担当者、保健師等から気になる個別のケースにつきまして、情報を共有するとともに、そこに民生委員さんからも適宜、情報をいただき、必要に応じて包括が訪問し、実態把握を行い、必要な支援を行っているところでございます。

それにつきまして、行政の見守りにも限界がございまして、今後は身近な相談体制の充実と地域で自助、互助の助け合いも含めた見守り体制の構築を進めていくことが必要であると考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。続きまして、愛のりタクシーの利用について質問をさせていただきたいと思います。

予約型愛のりタクシー、運行主体、湖東圏域公共交通活性化協議会ですけれども、愛のりタクシーの利用者が年々増えているということで、先般、チラシもあったんですけれども、この中で全体的な推移は載っていたんですけれど、甲良の推移が載っていなかったもので、この利用状況の推移というものがどのようになっているのか質問したいと思っております。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 愛のりタクシーにつきましては、4市14路線ということで、全体的なものは広報等についても公表させていただいているということなんですけれども、甲良線につきましては、平成23年度で1,503名、24

年度の実績で3,091人、それと今、3月になってございますけど、25年度の最終確定はできておりませんが、おそらく5,000人をちょっと超えるであろうというような数字となっております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 この利用というのは、単独に使われるケースが多いんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 乗り合いのバスでございませうけれども、実際の乗り合い率につきましては、1.2から3ということで、その数字から判断しますのに、お一人で利用されるケースが多いと思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 2番目の質問に行かせていただきたいと思います。

各停留所の時刻をしてみますと、1時間に1本の細やかな設定になっております。非常に利便性が高いと推測ができますが、実際、当初より倍以上に増えたということについて、どのような要素があったのかお答え願えればありがたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 アンケート等の整理ではございませうけれども、当初は、この制度につきまして、町の広報なり、団体での説明等を行ってまいりましたが、なかなか最初のことでご利用者は少なかったという内容でしたけれども、時刻表の全戸配布、また、制度を説明していく中で知名度が増していったと。また、利用者の方が大変便利ですと、お友達への口コミ等もありまして増加したのではないかと考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 利用が増えますと、市町負担というものが増えると思いますけれども、差額でしたか、どれぐらいの推移に変わってきているのか。25年で1,500名から、今、約5,000名ということをお聞きしましたけれども、どれぐらい増えているのか、金額的に示してもらえればありがたいなと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 各年度の決算で、負担金として提出しております、23年度につきましては、251万7,000円、24年度につきましては、507万8,000円、それと、25年度の見込みといたしまして、812万円という見込みをいたしております。ただ、ご報告として、近江タクシーが国より助成金をいただいておりますので、その戻し入れというのが入っております。これが、そういう戻し入れを差し引きますと、300万円前後ぐらい

の今までの負担で、そう大きくは上がっていなかったわけなんですけれども、今後につきまして、この戻し入れの減額見込みがもう確定しております。したがって、25年、26年では利用度に合わせまして、これが増額していくと予測しているところです。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。続いて、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

次は、せせらぎの里道の駅のPRについてお聞かせ願いたいと思っております。

スマートインターも開通し、甲良の道の駅に対しても、アクセス環境が整いまして、各地から今後、来町が見込まれるわけなんですけれども、しかしながら、秦荘にも次できますし、それに伴い、地域間の競争も激化してくると思っております。甲良は、もともと歴史とせせらぎの環境整備により、優れた農村の景観もありまして、これから一体化するインパクトのあるフレーズが必要じゃないかなと思っておりますが、考えはありませんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 今ほど、議員の方からお話がありましたように、このせせらぎの里こうらにつきましては、甲良町の中で長年、町民さんとともに作りあげてきた、ほかの地区にない魅力というか、ほかの地区に負けない甲良の魅力を発信する拠点ということで始めております。また、そのことによりまして、交流人口を増やす、また、甲良の活性につながるというような思いもございます。甲良の魅力ある景観や施設、また、整備済みの優良農地の活用等によりまして、集客できるイベント等を充実する必要性が今後、当然あると考えております。こうらにつきましても、せせらぎ遊園のまち、ふるさと交流村等のフレーズはあるんですけれども、今後、そういう集客に向けて、インパクトのあるフレーズというものは必要ではないかと考えております。現在では、そのような具体的な検討には入っておりませんが、道の駅、また関係機関等とも相談いたしまして、どのように対処して、そのようなコピーをつくっていくかというような方法について、検討していきたいと考えております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 できるだけ早く、そういうインパクトのあるフレーズができることを期待します。

質問はこれで終わりたいと思うんですけれども、この質問の意図を少し詳しく説明しますと、お隣の豊郷はけいおんというアニメの聖地ということで、国内に広く広く発信をされていると。ある意味で、成功されているところか

なと思います。日常いろんなメディアを通じまして、動きから素早くインパクトを見つけ出されて、今ではいろいろ見てみますと、けいおんの聖地ということで巡礼という形で、いろいろ呼び込みをされている。そういうところで、できるだけ甲良もアップロードを早くしていただきたいなと思っております。

甲良もほんとうにないのかと見てみますと、2012年5月に、国連で紹介されている記事があると。これは、JFSという、ジャパン・フォー・サステナビリティという団体で、世界に対して日本の環境や持続性の可能性に対する情報を伝える環境NGOなんですけれども、この中で言われているのが、2012年4月に、ニューヨークの国連本部で、国連とブータン政府の共催で、幸福に関するハイレベル会合というものが開催されているらしいです。そういったことが、要は国民幸福度GNH、GNPという国民総生産というのは聞いたことがあるけど、GNHというのは、Gross National Happinessという横文字なんですけれども、国民がどれだけ幸福を感じているか指数を示すところなんです。その中で、甲良の事例が発表、紹介をされています。開発から取り残されたまちということで、滋賀県甲良は、彦根市の東南にある鈴鹿山脈から琵琶湖に注ぐ犬上川を左岸に位置する古きよき農村集落の景観が今も色濃く残っている、人口8,000弱の町です。日本のブータン、これが僕はインパクトかなと思います。日本のブータンのような景観保全を、地域を守ってきた同町の取り組みをここに紹介します云々とずっと書いています。その中で、甲良については、大型幹線も道路も通らず、また、今はできましたけど、高速度路のインターチェンジもなく、名古屋から京都など、大都市への通勤には遠く、琵琶湖河畔から最も遠く離れ、目立った工業団地也没有。一般的には何も無い、開発から取り残された場所です。

そんな甲良には、産業や交通など、発展による地域の発展をめざさなかったと。これは、もうせせらぎ遊園の逆効果という形になるんですけれども、そういう形が紹介されております。1981年、ほ場整備が進められて、だんだん昔のなだらかな棚田というものについて、機械が入りやすくなったと。田んぼが立派になった環境が、逆にいろんな水が流れてこなかったということ、当時の方々については、今後やっぱりインパクトにしていこうということをおもわれた可能性はあると思います。そういったよきところについて、今もう1回立ちどまっていただきまして、外部に流すインパクトフレーズというものができるのであればありがたいなとは思っております。名神ができたときに、逆に日本のブータン、せせらぎの町こうらとか、そういうキャッチフレーズを発信できるような体制をやはり考えていただきたいなと思ひまして、私の

質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**建部議長** 阪東議員の一般質問が終わりました。

ここで、昼食休憩をいたします。再開は、1時15分。1時15分にご集合願います。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 失礼します。先ほどの議案の中の議案第26号でございます。

平成26年度甲良町水道事業会計予算の中の3ページの下の方でございます。8条の下、平成25年となっております。申しわけございません。26年に訂正をお願いしたいと思います。失礼いたします。

○**建部議長** 濱野議員の一般質問を許します。

濱野議員。

○**濱野議員** それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

まずは、せせらぎの里の件でお聞きをいたしたいと思います。私は今まで、せせらぎの里こうらについては、何度か質問をさせていただいた1人でございます。また、心配している1人でありまして、しっかりと成功してほしい1人でもございます。

平成21年10月に直売所のみで様子を見ていくと、当時、大変財政も厳しいということで、推進にあまり前向きな形でなかったんですが、北川町政が新しく誕生されまして、それ以来、平成25年3月には北川町長が財源を絞られて、それなりに、縮小した形で本格的にオープンをされました。それまでに数々の問題は抱えていたと思います。また、今も抱えながら現在に至っているのではないかなとも思っております。平成25年3月には、第3セクター方式で民営化を図り、できるだけ財政負担の軽減や、また地域の連携を大切にしながら、特に大きなベクトルを持った施設であるがゆえ、協議を十分重ねてオープンをしていきたいというような考えであったように、私は記憶をいたしておりますが、しかしながら、すぐになかなか民営化が難しいというようなことで、いまだ民営化も図れず、足踏み状態という形で進んでいるのかなという思いをいたしております。

今後の方向性等々も含めまして、いろんな形でお尋ねをいたしたいと思います。まず1番目に、ちょうど本格オープンをいたしまして1年がたったということございまして、1年間の実績についてお尋ねをいたしたいと思

ます。特に、地元の野菜等々の出荷量ならびに、それに対する金額は幾らぐらい売れたのかお尋ねをいたしたいと思います。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 地産品の出荷量ということで、ご質問をいただきました。特に、野菜関係、果樹関係、花の関係なりいろいろと地元の方から出荷をいただいている状況です。お手元の方に、朝、こういうグラフの形のやつを配らせていただきました。これに、生鮮野菜ということでお示しをしております。この中には、1, 555万8, 391円ということで、昨年4月から1月末までの現在高でございまして、9, 500万円のうち1, 550万円という形の中で野菜類の関係が出荷されております。このうち、果樹の関係と野菜の関係で、端境期のときに購入している部分がございまして、若干この部分が約270万円ほどここに載っているわけでございます。そういうことから考えましても、約15%ぐらいは地元から野菜関係は出荷をされていると考えております。

以上です。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 約15%ぐらいということで、ちょっと数字的に低いのかなという思いはいたしておりますが。

次に、特に今、道の駅は沢山でございますが、近隣等々の比率も含めまして、よそさんはどうやということではないんですけれども、例えば、マーガレットはちょっと対象外になるかもわかりませんが、これも含めてやっぱり地元の野菜をどの程度売っていかなあかんのかなという部分のこともちよっとお聞きをいたしたいと思います。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 近隣の比較でございまして、これにつきましては、マーガレットステーションが近隣で道の駅がございまして、なかなか比較というのは難しゅうございまして、なかなか情報もいただけないのが現状でございます。そういうような中からマーガレットについては、合併されてから大きなエリアになっております。琵琶湖から山の産地ということで、マーガレットについては東近江市さんを主に入れるという形の中でやっておられます。

その中で、甲良町はどうあるべきかということでございまして、道の駅を運営させていただいてから、本格1年がたちまして、その中でやはり地元のものを中心に売っていくかということでございまして、野菜だけではなく、幅広く入れていただくということから、果樹もございまして、大豆の関係も花の関係もございまして。そういう部分からひっくり返して、パーセンテージであらわして考えますと、約60%のものが地元から出荷されていると思いま

す。この表で、細かくはいろいろとありますが、米なんかでも6%、これはしっかりと甲良町産のものでございますし、そういう部分から考えましても、約60%の部分が出荷をされている状況であるということでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 もう1点だけ。いろいろと市場調査、例えばお米のコシヒカリやったら幾らぐらいで売ってあるとか、大根やったら幾らぐらいで売ってあるとか、その辺の市場調査はなされて、当然、店頭に出すときには、このぐらいの値段で売っていかうかということは、日々やっぱり調査をされているんですか。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 特に、農協の方にファームマーケットがございまして、農協が経営している。そういうところに見に行ったりして、単価を参考にしていますし、平和堂さんも近くにありますので、日夏の平和堂に行って若干見てきたり、そういうことをしながら単価設定をしております。大体、端境期で、彦根の市場から購入しておりますが、その単価の約3割は上乗せをして、人件費なりの分を確保していかなければならないということでございますので、そういうことも目安に考えながら、単価設定もさせていただいております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 それでは、続きまして昨年1年間、地域、地元の生産者がスタート地点では何人ぐらいで、今ちょうど3月では何人ぐらいになったか、その辺の動きというか推移をお願いいたしたいと思います。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 これもお手元の方に資料を若干つけさせていただいております。平成21年度が基本ベースで、54人の生産者、いわゆる町内53件、町外が1件ということで、それから22年、23年、24年、25年とこれは増加した部分のみ、また一部減少もございますが、記入させていただいております。平成22年度では23件、23年度では35件、24年度では13件、25年度17件ということで増加をしております。退会者も3名ほどございますが、今現在は142名の方が登録していただいている状況でございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 26年度は、どの程度の人数まで伸ばしたいというようなことでお考えなんでしょうか。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 伸ばしていくと、200件近くになればほんとうにい

いのかなという思いをしておりますが、これについてはPR活動なりをしながら徐々に増えていきながら、生産、出荷が増えるということを基本ベースに考えていかなければならないと思っておりますので、これはまた生産者組合とも調整をしながら、増加をしていくことを臨んでおりますので、今、一概にこれだけが望ましいということとは言えませんが、やはり200人というのは最低なければならないのじゃないかと思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ、少しでも生産者が増えて、また、多くの新鮮な、また安心な野菜が皆さんに多く提供できるように努力をしていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、中小企業会計に置きかえた場合という部分のお尋ねをさせていただきたいと思えます。本日、平成25年度の直売所の運営費事業の売り上げの計算書をご呈示をいただいたわけでございます。本日いただいたことで、先ほどちょっといろいろと目を通させていただいておりましたけれども、現実問題、ほんとうの中小企業の決算書等と比べると、収入の部、支出の部、そして一般に係る一般管理費という部分での項目がたくさん抜けてあるように思えます。

この決算書を見る限りには、行政側からの一般財源の収入の部等とも差し引かせても、大きな赤字にはなっていないのかな、少しぐらいの赤字かなというぐらいには見受けはされるんですが、一般的に企業会計に置きかえると、おそらくこの販売管理費という部分、いろんな項目がございます。例えば、一般の法人の会社で言いますと、役員の報酬、従業員の給料、法定福利費、旅費、交通費とか通信費、光熱費等々、ほんとうに項目が20項目ぐらいはございます。そういった部分に、実際、民間が経営していこうと思うと、そういう販売費および一般管理費というのが相当な費用がかかってくるように私は思っております。この前もちょっとお聞きしたんですが、昨年、一部民間の企業さんにアタックをしてみたけれども、いろいろと検討していただいた結果、だめだったというようなお話もお聞きをさせていただきました。

一番肝心なのは、やっぱり今、丸1年過ぎて、一応、公設というような形でやってみて、実際これを民間に置きかえたときに、ほんとうに少しでも利益が上がるのか。また、もう一つはそこでやることによって、しっかりとした目的や意義が果たせるのかという企業サイドの見方があるかと思えます。実際、今のままの状態で行くと、はっきり民間で例えると、1年間やって、何千万円のマイナスやったと、はっきりした数字は出ないんですけども、おそらく2,000万円や3,000万円ぐらいの数字には、おそらく民間に置きかえたときには、私は出てくるんじゃないかなと思えます。公設でやっても、そこそこ民間の方をお願いするに当たっても、ここならしっかりと

した市場がありますよと、しっかりとした目的、意義がありますよ、利益が上がりますよというような形にまずはするよう、段階を踏んで努力をしていかなければ、なかなか民間の方が受けてくれないのかなという思いをいたしております。その辺については、どうぞございましょうか。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 中小企業に置きかえた考え方、予算的な部分については、今、地方自治法にのっとり、特別会計で予算編成をして、ご承認をいただき、議決をいただいて運営をしているものでございまして、置きかえるという部分については、今、考えておりませんが、この1年間の最終的に決算統計をやっぱりとらなければなりません。これについては、法で定められておりますので、決算統計をとった中でどうあるべきかを判断をしながら、それに基づいて利益がある部分については、法に基づいて消費税の申告をしていくということになっておりますので、こういう部分については、地方自治法にのっとり、その辺の精査はしていく考えでございまして。

それから、民営化に向けた方向なんかも、今、若干聞かれたなという思いをしておりますが、これについては、先ほども議員の方がおっしゃられましたように、一企業については撤退をされたということでございまして、今後はまたそれについても議論を進めていかなければならないと考えております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 今後、そのような角度でも、民間でやったらどうなるんだと。赤字になったら、当然、ボーナスももらえません。そういう気持ちで取り組みをしていただきたいと思います。茶木室長、ちょうど1年間ご苦勞を願ったわけなんです、実質いろんな問題が沢山あったかと思いますが、実際やってみて、反省点はどのようなことがございましたか。1年間、振り返ってみると。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 反省点というよりも、課題を抱える部分もあったと思います。それについてどう反省していくかという部分でございまして、やはり、消費者ニーズにいかにか合った販売をとっていくかということがまず大事なことでございまして、また、先ほどからもご質問のある出荷、それに対してどういうふうに取り組むか、生産者との会話をどうしていくのかという部分もございまして。それから、啓発啓蒙をどうするのかという部分でございまして、そういうことをしっかり、この1年間の反省の中で見据えて、平成26年度にかかっていかなければならないなということでございまして、そういうことから26年度のイベント計画なり菊をどういうふうにするのかということ、仏花セールなり、そういう部分についても計画もしております。

それにとって、また26年度はさらなる生産拡大と消費者ニーズにこたえた販売をやっていくということが一番大事だろうと、このように考えております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 反省点についてというか、今後の課題についてというようなことをごさいます、ほんとうに私の思っております今後の課題という部分なんです、反省点も含めてなんです、やっぱりこのまま公設を続けていくと、私はかなりの財政圧迫があるんでないかなと思います。それが1点と、やっぱり役場の職員の方が一生懸命にやっていますはもらっているんですが、室長にしても、やっぱり役場の職員であって、そういう民間の企業でいろんなこと、ノウハウを得たエキスパートでは、私ははっきり言ってないと思います。ただ、責任者として一生懸命、汗を流していただいている、その姿は大変評価をするわけなんですけれども。現実問題、そういうような形で、今度、ご定年されるとようなことで、また次の方がバトンタッチをしてやられると。大変それぞれ、立場、立場でご苦勞をされると。議会のたびにどうなんや、どうなんやというような話になるんですけれども、やっぱりできるだけ早くきちとした形で財政圧迫が少ないような形に、きちとしたビジネスプランを立てて、昨年3月には1年をめどにというようなことをごさいましたけれども、どうも1年では民営化を図ることができなかつた。すぐに図らなくてもいいという意見もあります、いずれにしても、今のままの状態を続けていくと、売り上げが伸びようが、そこそこ財政圧迫は私は避けては通れないのかなと思います。

この前もちらっとお話がありましたが、今年度途中でも、うまく民間にバトンタッチができるというような方向になったら、特別会計から切りかえたいというようなお話もごさいましたが、見通しとしては、26年度どのようなことをごさいますか、民営化にむけては。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 民営化に向けてということで、時期をというふうなお話かなと思いますが、これについては明言は避けさせていただきたいと思います。やはり、はっきりしてから皆さんにお話ができるのかなと思います。その中で、何を課題にして、何が民間委託に必要なのかという部分から考えますと、やはり生産者とのかかわりが一番大事なので、その辺もしっかりしながら、民間委託の方向を見いださなければならぬということは、指定管理でやるのかという話もごさいますので、それについては再度しっかりと協議をして進めていきたいと思っておりますので、時期については明言は避けさせていただきたいと思います。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ努力していただいて、早くこういうような形になりますようにお願いをいたしたいと思います。

それでは、続きまして4番目の上屋の工事についてという部分の質問をさせていただきます。

本館と、以前建っておりまして加工場でございますが、あそこをつなぐ上屋の工事が昨年12月に入札を執行されました。きのうの全協でもお話がありましたように、不調に終わっております。それも、入札の参加者がたった1社であったというようなことで、前回の本館の工事のときも、たった3社の入札であったと。果たして、情報の発信の仕方がいかなものかなと、私は疑問を感じて、前回も質問させていただいたんですが、毎回、皆さんは見られたことはないと思うんですが、町のホームページを開くと、条件つき一般入札公告というような形で発信がされております。私もこういった関係の仕事をしておりますので、各指名願いを出している市町、いろいろと情報はいつもキャッチするようにホームページ等々を開いているわけですが、どうも甲良町の場合を見ていますと、特に、仕事の発注量も少ないということで、なかなかホームページを開いて、こういうような入札があるという情報のキャッチがほんとうにしにくいんじゃないかなというふうに思います。

先ほどもまた呉竹の屋根の改修工事とか中学校の防水工事も参加者が誰もなかったとかいうことも、きのうおっしゃってございましたが、そういったことで、しっかりと情報を発信する方法をまずは考えていただきたいなと思います。

上屋の工事は、1社だけで入札をされたということで、それもまた3度、応札をしても落札はしなかったということでございます。どういったことで、こんなことになったのかという部分と、次、上屋の工事は指示文にどのような形で工事を発注をされるのかという部分の質問をさせていただきます。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 まず、入札不調の説明ということで、今、議員の方から概要の内容がありましたけど、入札担当課の方からご報告させていただきます。

12月というお話がありましたけど、12月10日に条件つき一般競争入札ということで公告を行っております。それと、入札日につきましては、1月15日入札ということでの公告でございます。これにつきましては、甲良町建設工事等の入札執行要領に沿いまして、執行ということで、結果、3回

の応札をいただきました。内容につきましては、予算超過ということで、3回やりましたけれども、予定価格にまで達しなかったということで不調になったというような、実際の入札の内容でございました。

今後の対応、対策につきましては、担当課の方での、不調になったということを受けて、検討を進めるということになりますので、私の方からは答弁を控えさせていただきます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** いずれにしても、上屋の工事は発注をされるということで、いつごろ、また入札を考えておられるんですか。この前、ちょっと予算書を見させていただきましたら、予算が以前より数字が上がってございました。何か内容を変えて発注をされるのか、またいつごろされるのかという部分をお尋ねいたしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今、議員がおっしゃったとおり、今年度、2,000万円の予算を組んでおります。前年度、1,400万円程度の予算だったと思いますが、それはもう屋根だけということでしたけれども、今年度、一部、観光案内所みたいな簡単な施設も考えておまして、それを含んだ屋根を設置しようということになっておりますので、増額をさせていただきました。

時期につきましては、基本設計から入っていきますので、秋ぐらいにはなるかなと思っております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** わかりました。私はほんとうに広く公平に、滋賀県下に条件つき一般競争入札をやるかということで、情報発信をして、たびたび参加者がいないとか、あれば1社とか、3社とかそういった入札が、建築の場合、特に繰り返されているように思います。そのことについて、なぜこれだけ甲良町に仕事が出ていても参加をされないのかという部分をすごく疑問に思うわけなんです。当然、情報がキャッチをされていないのは大きな原因かなとも思っております。ほかにもいろんな要素があるかもわかりません。ただ、私が1つ言いたいのは、ほんとうに一千何百万円とか、2,000万円の小さな工事が、できるだけ地域もしくは地域に近い方の業者をしっかりと審査会で選定していただいて、そちらの方に通知なり、電話なりで、こういった物件の入札がいつ幾日ありますよと。10社、15社ほどのことですよ、そんなに手間暇はかからないと思います。おそらくそういう形で情報を流してあげれば、通達してあげれば、おそらく沢山参加はしていただけるんでないかなとも私は思っております。

それと、私はなぜその地域、また地域に近い方ということをたびたび言う

わけでございますが、杉の町営林という話もございますが、ほんとうに地域の仕事を地域の業者でやることによって、ほんとうに地域におられる道具であるとか材料費、例えば地域の業者さんが落札されれば、例えば木造の建物ですと、地域の製材屋さんから材料を仕入れる。車を動かせば、地域のガソリンスタンドからガソリンを入れる。例えば、1業者が2,000万円なら2,000万円の仕事を落札される。そのことによって、地域の例えば木材屋さんに500万円払います、ガソリンスタンドに20万円払います、どこで電気店で何か買いました。ここで200万円の買い物をしました。ただ、その2,000万円がほんとうに地域の人の仕事がされて、地域におられる業者さんを使うことによって、2,000万円の仕事が3,500万円ぐらいの効果があると。それが、地域で資金が循環するから、それだけの地域にお金が動くと。もうかる、もうからないは別にしながら、その2,000万円のお金が3,500万円とか3,600万円とかいうお金で物事が推移をしていくと。そういうことによって、地域の経済が少しでも上向く、そう私は考えているわけでございます。だから、特に地域のことは地域で、できるだけお願いをしたいとも思っているわけでございます。

それと、もう1点。特に、建設業者はほんとうに長い間、不況。少しは景気がよくなったというものの、大変厳しい状況は続いているわけでございます。特に、甲良町、この地域に住む方が地域で仕事をされているパーセンテージが、滋賀県下で一番低いというデータが残っております。生産人口が32%ぐらいしか甲良町にはないと。そのことによって、ほんとうに違った角度で、例えば地域の防災や防犯、また福祉等々の共助に関しても、外にお勤めの方になかなかお願いするとやっぱり無理なところがございまして。地域内のほんとうに身近なところで仕事をしている人がだんだん少なくなっちはきているんですけども、その辺をしっかりと守ってあげないと、なかなかほんとうに町のために一生懸命働いて、税金を納めようという方がどんどん減っていくということは、ほんとうに地域力の低下にもつながりますので、そういった意味も含めまして、できるだけ近隣の、また地域の方に資金が循環できるような入札形式というか、工事の発注のかけ方をさせていただきたいなというふうに思います。その辺も含めて、私はできたら金額は申し上げませんが、ほんとうに少ない金額であれば、一般競争入札もよろしいんですけども、地域要件を少し限定させていただいて、地域もしくはほんとうに近い、近隣の業者さん方に発注がかかるような状況の入札の仕組みづくりにさせていただきたいと思うんですが、その辺、町長のコメントをひとつお願いしたいと思っております。

○建部議長 町長。

○北川町長 濱野議員のおっしゃるとおりでありまして、金額的に少ない金額の事業については、地元業者の育成ということも含めて、できる限り地元業者に参加をしてもらうというようなことで、条件つき一般競争入札ということで実施をさせていただいております。この条件つきというのが、今言いましたように、金額の少ない部分については、できるだけ町内の業者さんのみということで、入札に参加をしてもらう。あるいは、準町内という業者さんにも、その分も含めて参加をさせていただいて、広域的に彦愛犬とか、あるいは県内一円というような事業は、ある程度、金額が上がって、そして地元業者ではちょっと賄いきれないなという部分については、そういう形をとらせていただいて、なおかつそういう仕事で県内の業者さんが落札された場合は、できるだけ地元業者を下請けでお使いいただきたいというような要請もさせていただいておりますので、ただ残念なことによその市町村に比べると、甲良町はインフラ整備からいろんな部分において、ある程度、全部できてきたのかなという中で、新規の新しい工事をこれから考えるということになると、例えば防災センターとかそういう部分が新しく出てこようかなというような思いをしておりますが、財政規模に応じて、できるだけそういう分の仕事が出てくるような、また計画なりも立てさせていただきたいというように思っておりますので、地元業者を中心に事業は取り組んでいきたいなと思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 町長のマニフェストにも書いてございまして、ほんとうに商工観光振興の中でも、地元業者の受注拡大というのを一番に書かれておられます。そうした部分もしっかりとお決めいただいております。ただし、その入札の執行に当たっては、参加者がいないとか、そういうようなことに現実になってございますので、その辺を十分またいろいろと調査をしていただいて、できるだけそういうような形で地域の方に仕事が行き渡るように努力をしていただきたいと思います。

それでは、続きまして2番目の人口問題という部分に入っていきたいと思っております。

現在、滋賀県の中で、一番甲良町が人口の少ない町になってきたと思っております。ほんとうに人口防止施策をしっかりとやっていかなければいけないのではないかなと私は常日ごろ思っているわけでございます。平成24年、25年と甲良町の方におきましては、そういった防止策の一環というような位置づけではあるものの、新たな出会い事業というようなことで、100万円未満の予算が見込まれて、お見合いパーティー的な事業もなされてはおりますけれども、現実、ほんとうに2040年には47都道府県で全てのと

ころで人口減少が始まります。既に、もう甲良町は早い間にスタートをしていると思います。そういった部分について、少し質問させていただきたいと思います。

まず、きのう、各字の町の人口とか、年齢別の人口等々を示していただくような表をいただいたわけですが、これで大体5年間でどの程度減っているのかな、500人ほど人口が減っているなというのはわかるわけですが、実質的な人口としては、もっともっとこれは少ないんでしょうか。その辺、ちょっとお尋ねします。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 今、議員さんの方にお示しさせていただきましたのは、住民基本台帳の方のデータということで、今、ご確認いただいているのは、国調の方の実際のデータということで、担当課の方から。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 今、資料を配らせていただきます。

お手元に資料が行ったと思います。左側に年月ということで、一番上が26年、この1月末現在の総人口でございます。一番下が平成18年3月31日現在の人口でございます。総数で比べますと、18年3月が8,197人、それから、今年の1月が7,579人ということで、これだけの差が開いております。618名の減ということで、これでとって見られると思います。

それと、生産年齢別でいきますと、真ん中あたり、15歳から64歳ということで、これも書かせていただいておりますが、年齢的に見ますと、今年の1月で4,481人、それから、18年の3月末で5,186人ということで、705名の減ということで、逆に世帯数、一番右側になりますが、18年3月が2,357世帯ありましたが、この1月末現在で、2,545世帯、世帯数は逆に増えているというのが現状でございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。ほんとうに人口が目に見えるように減ってございます。しかしながら、世帯数が増えてあるということは、結構、家によっては世帯分離の形が多くなってきているのかなと。1家族当たり、1軒当たりの家族数が少なくなっているのかなとも思います。いずれにしても、人口が減ってくれば、いろんな形で、例えば住民の生活においては個人の世帯の自助力、また生活力の低下、また集落や町内においては、ほんとうに集落の共助力、また地域力の低下。行政の公助力の低下は、ほんとうに避けては通れない。それはわかったような答えでございますが、どうなるからじゃ今度はどうするかということが行政課題かなと私は思っているんですが、恐らくこのままの状態ですとどんどんと人口が減っていくとどうなるか。

それはわかるんですけれども、じゃその辺、どうしていくんだという部分を行政の方で何かお考えがありましたら、お尋ねいたしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 実は、甲良町の方も大きな基本として、甲良町新総合計画というのを立てて、大きな道筋の計画を立てております。その中で、今、議員からありました平成22年当時の計画でございますけれども、5年後、10年後の人口予測もございましたが、もう既に大分減っているというような状況も今、住民課長の方からありましたようなデータの中で明確になってきております。今後のそれに対する対策、施策の関係でございますけれども、基本的にはその総合計画の中で、総合的に取り組むということで、高齢者の暮らしやすさを向上させる施策、ハードにしろ、ソフトにしろ、これを推進していかなくてはならないと。また、この質問の項目にもございますけれども、若い世帯の層の定着に関しましても、今言いました住みよい甲良町づくりを総合的に進めるという中で、定住したい、甲良を出ていくという数もあるように聞いておりますので、甲良にとどまりたい、また入ってきたいというような魅力のある甲良町にするという施策を検討する必要があると考えております。

ただ、実際、具体的な施策として、よく出ておりますUターン、Iターン計画等につきましては、今のところ、Uターン、Iターンにつきましては、住宅地の確保とか、雇用条件、また土地確保、いろんな状況もありますので、単純に計画するというのは難しいと。今の甲良町では、ちょっと具体的なそのような計画を立案するのは、ちょっといろいろ課題があるかなというような考えも持っているところです。

以上です。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 難しいのはよくわかるんですけれども、そこを何とかしていかないとずるずると人口が減るということで、私は心配をいたしております。例えば、私が思っておりますのは、ほんとうに若い方をいかにここに住んでいただくかという部分で、若い世代にとって何か魅力、メリットがなければ、なかなか難しいかなと思います。

そこで、例えばの話なんですけども、例えば保育料を無料にするとか、既に何かそういう町や村も全国を見渡すといろいろ出てきてあるようでございます。そうすれば、お父さん、お母さんがいはるところで、屋敷は沢山あるんやから、そこで家を建てて、若い間は給料も安いし、そこで住むかとか、そういう思いの方もおられるかと思えます。最近、ほんとうに人口がすくなくなってきた村とか町で、そういうような動きが全国的にもいろいろと広まっ

てきております。そういったことも含めて、いろいろと調査、研究をしていただいで、ほんとうに人口の減少というの甲良町にとって一番大きな問題じゃないかなと思ってございますので、ぜひ今後ともしっかりとお取り組みをいただきたい。そういうことについて、人口減少を食いとめる、しっかりとした町の方向性をやっぱり今後示していかなければならないと思いますので、そういった部分での、今、企画監理課が担当されているのかわかりませんが、そういう専門的な分野で人口減少の対策をするんだと、対策専用の課だというような課の設置なんかを、すぐにはなかなか難しいと思いますが、行政の方としてつくっていただいで、しっかりと今後取り組みをしていっていただきたいと思うんですが、その辺はどうでございませうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 今、ご質問の件でございませうけれども、具体的ハードについては難しいと。ただ、具体的なソフト、制度のことについては担当課の方でそれぞれ検討もしている内容でございませうし、前向きな検討を引き続きしていくと。それと、担当課でございませうけれども、申しわけございませう。私の方から言わせていただくのも何かと思ひませうけれども、当然、人口減、高齢化、これは避けては通れない状況でありますし、それぞれの課での、それぞれのところでのある程度、重点課題としての対策は必要と考へておりますけれども、役場の機構の関係上、そういう担当する部門はあるにしても、課の設置というところまではちょっと難しいかなという思ひをしております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 しっかりと職員の皆様方が、そういう危機感を持って、今後対応していただいでいただきたいと思ひます。

1点だけちょっと聞き忘れたんですが、ちなみに、今、甲良町の保育園で保育料を無料にしようと思ひますと、今現在、保育料は幾らぐらにかかってございませうか。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 保育料の話ですが、データの的に言ひますと、1カ月約280万円の収入をいただいでいます。1人平均1万6,000円か7,000円ぐらひ。もちろん、高い人もいれば、安い人もいる。一番高い人では、五万数千円、安い人はゼロと、平均で1万6,7千円ぐらひかなと思ひています。

○濱野議員 甲良町として幾らぐらひ要ったんですか。町として、全体的に。

○金田教育次長 だから、今言うたように、二百七、八十万円の保育料をいただいでいるということですが、1カ月に。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、最後の3番目の駐車場の増設および防災センターの計画についてをお尋ねをいたしたいと思います。

私は、一般質問の内容を提出させていただくまで、今年度の予算を拝見させていただきましたら、既に防災センターの設計の予算が組み込まれておりました。私は、まだまだ防災センターの計画があるということはお聞きはしていたんですが、もう少し抽象的な話かなとも自分なりに思っていたところがございますが、既に何かそういった形で進んできているんだということが、予算書を見て思っていたところがございます。その辺について、少し質問をさせていただきたいと思います。

今現在の計画について、どのような計画で今現在進んでいるのかという部分をお尋ねをいたしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 防災センターの計画ですが、一応、今のところ26年度で概要設計と実施設計を考えております。実施につきましては、やはり先進地視察をして、いろんないいところを見てからということをおもっていますし、できれば、議員さんの研修というか、そういうような場でも一度、先進地のそういう施設を見ていただいて、いいところを取っていききたいなと思っています。そういう概要的なことも考えると、1年ぐらいかけないと設計ができませんかなと思っています。今のところ、27年度の着工ということで、その27年度中に完成できるか、また28年度にまたがるかというところは、今のところ、そこまでは検討していませんので、これから施設の機器または災害時の拠点施設として、また非常用食料とか備品の備蓄、それから、防災無線の放送室、情報発信室等々を考えていかなければなりませんので、これからそういう面については検討していくという状況でございます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 年に何度かわかりませんが、防災協議会とか水防の協議会等々が開催をされていると思うんですが、そういったところで、どのような検討が今までなされてきたのかお尋ねをいたしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今のところ、そういうところでの検討はございません。去年、防災計画を見直すときに、今後は防災センターを建てるという程度の検討しかできていませんので、今後していかなければならないことかなと思っています。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** いずれにしても、建築をされる場所は、今、駐車場を整備されているあその場所になるという前提で考えられるのかなと思うんですが、そ

れにつきまして、農協さんとの間の東側に道路がございますね。今、あその道路の位置づけはどのような位置づけになってございますでしょうか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** ただいまのところ、その道路につきましては、農道の位置づけでございます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 進入口が今、駐車場の方に2カ所ほどございましたが、いつまでも農道のままでいいのかなという部分はどうかでございますか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** ただいま農道ですので、町道とするのには、地元からの要望をいただき、関係部局と協議をして判断をしていきたいと考えます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** いずれにしても、施設がどんな形でできるのかわかりませんが、頻繁に結構その道路は通るかなと思います。今、農道でございますので、将来的にまた町道に格上げして、道をよくするとかいうような計画も必要になるのかなと思いますので、ちょっとお尋ねしたところでございます。

あと、防災センターを計画されるに当たりまして、甲良町単独でお考えなのか、それともだんだんと人口の少ない町、犬上3町が寄ってございます。そういったところの犬上の3町での連携で、またそこに犬上分署がございませう。そういったところの連携も含めて、広域的な形での防災センターの計画、そういった部分も若干思いがあるのか、その辺のこともちょっとお尋ねしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** まだ大まかではありますが、基本的に結論から言いますと、単独で考えています。というのは、この役場の施設も築45年たっていて、あと数年で耐用年数が来るということもございませうので、防災センターも建てさせていただきませうが、その中に役場の機能も一部併設させていただいて、例えば、極端に言いますと、この議場を持っていったりということもあるのかなと思いますので、一応、3町それぞれは別々で考えているということでございます。

それと今、分署の話もございましたが、もちろん分署とは災害についての素早い連携等が必要でございますし、彦根市につきましても、やはり同じような、犬上川を共有で監視しています。彦根市では、既に犬上川にカメラを何台か設置して、いつでも危機防災センターの方で監視できるという体制もとっておられますので、そこに甲良もつなぎに行ったり、また別なところにカメラを設置したり、また、犬上川に水位計がありますので、そういうところ

も覗きに行ったり、また、多賀の山の中に雨量計等もございますので、そういうところにもつなぎに行ったりというさまざまなことで、外部との連携も必要かと思いますが、先ほど言いましたとおり、甲良町だけの今のところは計画で行っています。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 今のお話ですと、目的は防災センターだけのみではないということもあろうということですね。役場の機能も中に、できたら持っていききたいとか、いろいろと単独でせざるを得ないような要素が多いというようなことも含めて、単独でやりたいという今の考えかというように思うんですが、防災という部分で置きかえてみますと、できればこの近隣の市町と少しこういうことで考えているんだというようなことも含めて、また何らかの形で協力していただいて、検討していただいて、広域的に、ここに分署もございしますので、そういった部分で広い範囲での活用ができるようなこともひとつさかれてはどうかと思うっておりますので、またその辺の協議もひとつよろしくお願いをいたしたいとも思います。

それでは、今の防災センターに関しましては、ほんとうに甲良町は財政の硬直化率も大変厳しい状況でございますので、そうかといって、最近、地震も含めまして、温暖化現象も大変進んでおりまして、異常気象が頻繁に発生をしているという部分で、ほんとうに防災意識は、住民の方は大変高まっていると思っております。しかしながら、大変厳しい財政状況の中でございます。そういった部分もしっかりとお考えをしていただいた上で、よりよい方向でいいものができるように、今後、住民の皆さんの意見やらいろいろとお聞きをしていただいて、いい方向に進みますように皆様方で努力していただきたいと思っております。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○建部議長 濱野議員の一般質問が終わりました。

○藤堂議員 議長。行政の方をお願いしたい。よろしいですか。

○建部議長 何のお願いでしょうか。

○藤堂議員 今いただいた、この人口調べ、それと、きのういただいた地域おこし協力隊の最後についている資料、これも人口調べですね。同じ1月に、こちらは1月6日、今日いただいたのは1月しか書いていませんけれども、なぜ同じ資料が出て来ないのか、大した差ではございませんので、大差はないと思うんですけども、その辺を気をつけて資料を作成していただきたい。以上です。

○建部議長 資料に誤りがあるということ。それは、後でちょっと訂正なり、

コメントをいただきます。

続いて、6番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山議員。

○丸山光雄議員 同和対策事業を終了すべきことをテーマにして、幾つか質問いたします。

質問事項の参考として、全解連、滋賀県部落解放運動連合会が2002年12月1日に組織を解散した宣言文のほんの一部を引用して紹介します。

「私たちの運動と住民の主体的な取り組みが、県下各地で同和対策事業の完了祭や改良住宅譲渡など、住民自治と自立を大きく前進させてきました。今年の3月で部落を対象とする行政上の特別措置は全てなくなりましたが、住民の生活に一片の変化も見られません。部落問題は解決したのです。私たちのめざした方向の正当性が事実で裏づけられています。私たちが、遠い将来のこととして夢に描いたよき日が現実のものとなった今、私たちは部落解放運動と決別します。全解連、滋賀県部落解放運動連合会は、その運動の幕を閉じますが、これからも県民の1人として平和で民主的な社会の実現に向けて奮闘することを決意して、解散宣言とします」。

こういう文章です。そこで、一運動団体の解散宣言なのですが、ここで大事だと思うことは、特定の地域や集落を対象とした特別な施策は既に必要性が終わっているとしていることです。ですから、誰もがどこに住んでいようが、暮らしやすく、人が大切にされる社会と地域を求めていることなのです。憲法で、このことは人権条項として豊かに定められています。そのことをしっかり町行政の中に位置づけることが重要だと思うのです。

そこで、お尋ねいたします。地域住民の自立への努力とともに、特別施策に取り組んできた行政として総括を行ったのか、その結果、教訓、前進面、反省点などはどうだったか、それは過去の甲良町行政が掲げて、最優先課題として取り組んできたことをふまえて、上記の内容を明らかにしなければならないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○建部議長 人権課長補佐。

○山田人権課長補佐 丸山議員の質問にお答えしたいと思います。

特定地域を対象とした特別施策について、特別地域は甲良町には呉竹、長寺西を示すんじゃないかなと思います。甲良町には、13自治会のうち、今言いましたとおり、呉竹、長寺西、人口数でいきますと、全体の44.2%が同和地区となっております。少し歴史を振り返ってみまして、先ほど言われたとおり、措置法のもとに部落差別はもとより、あらゆる差別をなくすための取り組みを優先してきました。昭和44年には同和対策特別措置法のもとに、昭和46年に甲良町の同和対策長期計画、同和対策基本法、そして教

育基本法を相次いで策定し、環境事業、地区改良事業、小集落地域改良事業を実施し、実体的差別や心理的差別の解消に努めてきました。

そして、問われている成果と反省としましては、同対法のもとに地区内の住環境整備は、実体的差別のハードルはクリアできましたが、まだまだソフト面、心理的差別は悪質また陰湿的な差別は残っています。そして、まだまだ存在する心理的差別の実態を教訓に、その解決に向けたさまざまな文化や生き方を認め合い、共存、共同できる、お互いに認め合うということ、まちづくり、村づくり、そして、大事な人づくりの取り組みを大切に進めています。

最後ですけど、前進面としましては、平成14年、その同和対策措置法が失効後、その後を継いでといたしますか、一般施策に移行され、人権総合行政として人権意識の確立をめざして進めています。

以上です。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 2つ目に、具体的には特別施策として現在、継続している事項はどのようなものか説明を求めます。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今、具体的に特別施策ということで継続しているということは、固定資産税の同和減免制度のことをおっしゃっておられると思います。この制度につきましては、同和対策事業の実施に伴いまして、固定資産税の負担が増加している中で、生活の安定と福祉の向上、さらにはこの同和対策事業の促進という目的で、固定資産税の減免制度が創設されました。その中で、全国的に各市町村で減免が実施されるようになったと。

ただ一方、平成13年度末に地対財特法が失効したという中で、全国的にも、そしてこの本県の市町において、制度の見直しが進められてきておるといの中で、近隣でも彦根市、そして豊郷町、愛荘町についても廃止および段階的な廃止という制度の見直しが実施されているというところでございます。

その中で、甲良町におきましても、地域の実情をふまえて、その方向の協議を進めていくというように、今、考えているところでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そのようにできるように、できるだけ早くお願いします。

それから、同和問題を理由にした特権は許してはならないことです。ある住民が言っていました。盗水問題でも、いろいろな不正も、特権が許されるから無法が蔓延するのではないですか。道理がないことも通ってしまうものになっているから、平気で不正行為が行われるのではないですか。ですから、1日も早く特別施策を終了すべきで、少なくとも期限を決めて終了する必要

があると思いますが、いかがですか。町長、お願いします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今、申し上げました中で、近隣の市町の動向を見ながら、甲良町も地域の実情をふまえた上で考えていこうというところがございますので、現時点で終了年度というのは、今のところ回答はできないという状況でございます。協議をこれから進めていくということですので、ご理解の方お願いしたいと思います。

以上です。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ゆっくりしているということは、町民にとっては理解を得ることは難しいと思うんです。ですから、できるだけ早く解決していただきたいと思います。

解散宣言書にあったように、法律が終了してから12年が過ぎていることからして、町長の決断を強く強く要請したいと思いますが、いかがですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 丸山議員がおっしゃっておられる質問に対して、今、税務課長が申し上げましたように、近隣においても、いわゆる税のそういう部分については、みんな撤廃をしておるということでございます。しかし、甲良町の地域性というものがございまして、それに見合う形で固定資産税の減免については、今後、検討しながら、将来的に向けては段階的に削減し、ゼロにするということも視野に入れて、今後、協議をしてまいりたいと思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 同和対策事業の根拠となった法律が終了したことはもちろんですが、町民の生活実態から見ても、交流が大いに進み、地域住民の努力と相まって、差別と偏見はさまざまな問題を持ちながら、解消に向かっていきます。この状況を見無視して、地域限定の特別施策の継続は、むしろ住民間の対立と分断を行政が持ち込むことになっていきます。1日も早く終了して、一般施策の充実こそ、住みやすいまち甲良町にしていくものだと確信するものです。このことを提起して、次の質問に行きます。

安心して住みやすい甲良町にしていくための1つとして、街路灯の充実、改善について質問します。

防犯および通学路の安全確保などのために、町内の総点検を行う必要があると思いますが、いかがですか。

○建部議長 学校教育課長。

○塚口学校教育課長 昨年度、彦根警察署と共同で実際に点検をしておりました、年度当初、その点検のその後のぐあいというところの点検もさせてい

ただいております。

また、それぞれの団体から要望等も上がっておりますので、その要望に対してどのようにやっていくのかという具体的な施策も含めまして、総務課との協議との間の中で、彦根署にも立ち会っていただき、業者の方と具体的な改良箇所の確認ということで、現地での確認を秋にもさせていただいております。

一方で、近江通学路交通アドバイザーという制度が昨年より実施されまして、彦根警察署の方から1名ずつ、各学区で委嘱され、またその会議の方でも通学路の点検をしていただいておりますので、またそちらの方からの要望等も併せて今後検討していきたいと考えております。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** この前、3月4日のテレビのニュースで、女子中学生が高校生に襲われて亡くなりましたと報じられました。この事件は、今年の8月に起きた事件でした。襲われたとき、街灯はなくて暗かったそうです。人通りの少ないところ、危険なところ、とりわけ子どもたちの通学路となっている道路を点検して、安心して通れるまちづくりをしていただきたいと思います。いかがですか。担当課長、頼みます。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今のは、街路灯の件についてでしょうか。

○**丸山光雄議員** そうです。

○**大橋総務課長** 街路灯につきましては、その都度、修理させていただいてますし、切れているというような情報がありましたら、すぐに町の方で対応しています。ただ、商工会とか字で管理しているところがありますので、その都度、そういう管理者に連絡させていただくようにさせてもらっています。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 私も一応、町内をあちこち歩いて、夜、調べてきました。現在、設置されているところでも、私の調査した限りでは、あるところでは非常に明るいLED街灯を使っているところもありました。甲良町の場合は、1灯の明かりが暗い、弱いところや間隔が長すぎる場所があるので、改善すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 字によっては、企画課の地域振興自治交付金を使って直してもらっているところもありますが、町の方としては、なかなかそこまでの予算がいなくて、今後はそういう方向に、明るいLEDの街路灯にできるだけかえていきたいなと思っています。ただ、農地とか場所によっては、米等に影響するということがありますので、そこら辺はかぶせるというか、そう

いうものをつけたりしていかなければなりませんけれども、徐々に予算の許す範囲内で明るいものにかえていきたいと思っています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 明るいところは、LEDなんかを使っているところは、作物のないところでしたので、作物のあるところは、明るくするのにはどうしたらいいか、いろいろ考えてやっていただきたいと思います。

それと、近隣町と比べると、明かりが弱くて大変暗いところがあるんですけど、駐在所の統計によると、暗いことは窃盗罪や物とりが最近非常に多くなったと報告されています。ぜひ改善すべきものだと思いますので、どう思いますか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 先ほども申し上げたとおり、予算の範囲内でこれからは改善していきたいと思っています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、甲良町行政では、紫雲苑の全面改築や彦根市が計画する給食センターに加入するなど、億単位の大きな税金を投入しようとしています。これらに比べると、こういう町を明るくする仕事としては、そんなに大してかからないと思うんです。まず、我が町を安全で、安心なまちづくりを優先することの方が大事だと思いますが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今おっしゃった紫雲苑とか給食センター等々は、甲良町単独で決められるものではございません。広域で決めているものですから、やはりそれなりの負担金は必要かなと思っていますし、先ほども言いましたとおり、予算の範囲内でこれからは改善していくということになります。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 住民の安全、安心を中心にした予算、町政運営こそが重要であることを改めて指摘して、私の質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時、約15分間休憩いたします。

(午後2時35分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず、1番目の昨年、盗水議員の解職請求署名運動が始められている最中

に、当時議員であったY氏が、昨年4月、町を相手取って不正取水にかかわる損害金と過料の取り消しを求める裁判を起こしたことが新聞報道によってわかりました。そして、驚きが広がりました。幾人もの町民からは、もうY氏は代金を完納しているんやから、問題は済んだのかなどのお話を聞きました。私は、町が正確な情報、つまりきっちりと条例に基づいて請求し、毅然として不正は許さないという立場を伝えなければならないと考えています。

そこで、その後の経過についての説明を求めたいと思います。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 損害賠償金でございますが、請求については分納誓約をいただいておりますので、完納未到来です。請求は続けていきます。また、過料請求につきましては、現在、係争中でありまして、引き続きという形になります。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今ありましたように、損害金と、それから過料請求。損害金は分納誓約がされているということではありますが、過料請求は裁判のタイトルを見ますと、違法確認の裁判だと思っておりますが、そして、取り消し、つまり過料そのものを払わないという裁判だと思っておりますが、その説明をお願いしたいと思います。

そして、続けて、双方の主張の詳細を求めているわけではありません。裁判の進行がどこまで進んでいるのか、損害金と過料に分けて請求どおり全額払ったのか、一部しか払っていないのか。今、説明がりましたが、あるいは払うこと自体を拒否しているのかという、最小限の情報を報告すべきだと考えます。お願いします。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 先ほども申しましたとおり、分納でいただいております。分納の完納日は未到来でございますので、続けて請求していくということになります。係争中の過料請求につきましては、もうすぐかどうかわかりませんが、裁判所の判断が出てまいると考えております。もう1年弱でございますので、その裁判によってまた続けて請求という形になろうかと思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 質問の中にありました過料請求は、相手方が違法だから取り消せと言っているのかどうか。そして、町側はきちんと支払いなさいということで裁判を維持しているのかどうかの説明をお願いしたいんです。町民総体としての町行政に対して、不正な手段で水道水を盗むという許し難い行為を働いていながら、町の請求は違法だから取り消せと訴えている内容と、それか

ら、町側が毅然として対応していること、これを町民に伝える必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 過料の請求につきましては、当然、過料請求取り消し訴訟という形で今、裁判が行われております。ですけども、うちの方が被告という形になっております。うちの主張といたしましては、当然今、請求を行っているとおりのことを申しただけで、相手さんが取り消しを求めておられるというだけのことです。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 次の質問の2の方は重なりますけども、町側の請求内容と立場については変わりがないということでの説明を改めて求めたいと思います。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 当然、損害賠償金については先ほども申しましたとおり、分納誓約もいただいておりますので、またそこに加え、債務承認もいただいておりますので、請求内容を変えることはありません。

また、過料については、先ほど申しましたとおり、同じ主張でもってやっておりますので、変わることもないということですので。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 確認になりますが、その中身として、以前、議会で明らかにした約11年間にわたる差額、それに相当する損害金と町条例に基づく懲罰的意味合いを持つというように説明がありましたし、そういう過料の意味合いです。5倍の過料を請求している立場に変わりはないということで確認できるわけですね。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 当然、今、訴えられているところにつきましても、当然、5倍ということで訴えていただいておりますので、変わりはありません。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** わかりました。ぜひ、裁判、即、情報公開しないということではなくて、情報公開請求の中に審判がありました。相手方が議員という立場であろうが、どの立場であろうが、町は不正な手段で得た利益については返還を求めたり、懲罰的な内容できちっと請求をするという立場を示さねばならないという審判が出されています。その立場でぜひ臨んでいただきたいというように思います。

次に移りまして、外出支援についてであります。移動手段を持たない、あるいは確保しづらい高齢者をはじめ町民にとって、移動手段の整備は切実な

課題となっています。車を持っておられるご家庭とご家族と同居されていても、お仕事などの都合で、また運転できるご家族や自身が病気などの理由で移動に不便を生じることがしばしば起こります。町の外出支援事業が始まってから、年々需要が増えていると思います。そこへ近年始まった定住自立圏による愛のりタクシーが運行されています。それぞれの特徴、利点、そして欠点をどのように評価しているのか。そして、今後の課題をどのように捉えておられるのかの説明を求めたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 愛のりの方を所管しておりますので、私の方からまずご報告させていただきたいと思います。

お話のありました外出支援サービスの制度につきましては、ちょっと愛のりとは異なっておる、歩行困難者対象、家と病院の移動と限定された制度となっておりますけれども、定住自立圏の方につきましては、交通の空白地の対策ということで、利用者の制限はないと。今ほど言われました、綱領の中では車に乗らない交通弱者が利用しやすいという部分もございますけれど、そういう趣旨で始まっているものでございます。

愛のりタクシーの方は、内容的にはもう議員も十分ご承知いただいているかと思いますが、停留所が定められ、時刻表が定められ、事前の予約が必要というケースです。それと、乗り合いのケースが当然ございます。行政支援等を行っているので、普通タクシーよりは非常に安い金額となっております。制度の中には、障害者や介護者、また子どもの半額対象という制度も取り入れておるような内容でございます。特徴、利点、欠点というと、特徴というところで、ご報告させていただくということで、このようなことかと思えます。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 保健福祉課の所管として、外出支援という事業を行っております。これにつきましても、先ほど企画課長が言いましたように、目的が違いますので、こちらの方は利用できる方につきましては、おおむね65歳以上の方で甲良町在住、それと一般交通機関利用の困難者の方、もしくは家族支援を受けられない方が対象となっております。それと、こちらの方は医療機関への送迎ということで、病院に限定されているということでございます。それと、町内の介護の関係の事業のところの送迎も行っているということでございます。

今後の課題ということなんですけれども、外出支援サービスの利用者が年々これも増加しておりますので、費用面も含めてどう対応していくかが問題かと思っております。

- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 それぞれの利用範囲と、それから特徴があります。同時に、それぞれの特徴を活かしながら、リンクすると、関連をさせながら利用するということは可能なんでしょうか。
- 建部議長 企画監理課長。
- 中山企画監理課長 まず、乗る方が限定されている外出支援サービスの方で、ご相談者については、制度の説明でその対象にならないかと、愛のりタクシーの説明もされておりますし、双方で整合させてというのは、制度上の問題もあって無理かと思えますけれども、双方で誤解のないように関係者に説明しているというような内容は行っているところです。
- 建部議長 保健福祉課長。
- 川嶋保健福祉課長 外出支援の方につきましては、市町村の福祉の輸送ということで、これは市町村の運営有償輸送ということで、国土交通大臣の許可を受けて事業を行っておりますので、あくまでも市町村で、身体障害や介護保険、要は介護者とか等で市町村に登録をしていただいている方ということが限定されておりますので、一緒にすることは困難だと、今の時点では無理だと思えます。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 利用料の点で言いますと、町の外出支援サービスが手ごろということで好評を聞いております。
- それで、2つ目の方に移るわけですが、私は湖東地域定住自立圏構想のもとでの愛のりタクシーに甲良町も参加することについて、当初から疑問を呈していました。それは、甲良町の地形や状況に即応できないからだと思っていました。現に1人しか乗っていないのに、空席分も町の税金が補填されるというタクシー会社の利益が優先されるのではないかというように思いますし、それから、停留所の増配、それからコース変更なども町単独で判断できない欠陥を抱えています。ですから、こういうことも改善をしながら、彦根市のマネジメントが優先する定住自立圏の枠組みで運営するよりも、本町自身の状況と課題に対して、独自の立場で対応できる外出支援事業、これは当然、いろんな方法があると思えますけれども、これの充実、車を増やすなどの充実が重要だと考えますが、どのような見解をお持ちかお願いいたします。
- 建部議長 企画監理課長。
- 中山企画監理課長 今ほどありましたご質問ですけれども、確かに単独での協議、変更等については、愛のりの場合できない状況でございますけれども、その課題、課題を持ち寄って、協議の中で修正していくというような努力は

やっておりますし、今現在、愛のりの方では広域で取り込めるということで、町外に対しての病院やいろいろな行けるところへもコースとして入ってございます。これは、先ほど言いました公共交通の空白地帯、鉄道、バスでカバーできないところの利便性を上げるという意味で取り組んでおりますし、現在、認識も大分高まりまして、拡充にも努め、利用度も向上してきておりますので、町単独の支援策に見直すという計画は今のところ持っておりません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 予算面から見ますと、湖国バスへの補助が約800万円、そして定住自立圏の愛のりタクシーの町の負担分、今年ベースでいくと1,100万円、そして、外出支援400万円なんです。こういう点でも、統合ないしは利便性のいい方向にシフトを統合していくということが大事だということに思います。そこで、町の外出支援サービスと愛のりタクシーを両方を利用したことがある、ある町民から社協に委託している外出支援サービスを充実して、車両を増やして、利用手続きなどの改善を求める声が聞かれています。それは、内容はドア・ツー・ドアの利点が好評なようですし、そして今、町外と言われましたけども、この外出支援サービスは町外の病院、施設、ここにも行き先ができるようになっていきます。そういう点で、統合をする見直しが必要だと思いますが、いかがですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 外出支援でございますけれども、今現在の台数で大変困っているという状況ではございませんので、そういうような声は聞いておりません。足りないとかいうのは聞いておりませんので、このまま今の状態でやっていきたいなと思っております。

それと、先ほど言いましたように、一緒にやるということは事業の目的と、やはり市町村の運営の有償運送の関係上、無理だと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町にはその意見が届いていないみたいですが、利用されている方でいいますと、1人で行くのはもったいないということでは言われまして、それで、もう1人ができますのでということだとか、それから、順序からいったらその人がコースの中に入れていいですけども、入っていないとそこに2人が乗ったり、3人が乗ったりする場合も出てきて、そういう利便性を今すぐ行きたいのにちょっと待ってくれという形がやっぱり出てくるんですね。ですから、現在の利用者、それからそれを支える運転手の体制なども必要かと思いますが、検討する課題があるんだと思いますが、再度お尋ねいたします。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 済みません。ちょっと議員の中で構想されている構想を100%理解できていないのかもわかりませんが、愛のりタクシーは先ほど言いましたように、公共交通の空白地を整備するというので、広域的にみんなで協議し、国の補助金をいただいて運営をやっているものがございます。それに単独で補助なしで、それ以上のことができるということは今ちょっと予測できませんし、一応、今のところ、生活圏を同一とする近隣市町で、このような愛のりタクシー、鉄道、バスを含めたネットワークとして公共交通の整理に努めているところがございますので、これはこの方向で進めたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私が提起していますのは、最初に言いましたように、3つの移動手段、町民から見れば、移動手段は同一の質なんですよね。バス停に行く、愛のりタクシーの停留所まで行く、それから、ドア・ツー・ドアですが、外出サービスの利用をするという点で言えば、自分が運転できない人が移動するというところから見れば、同一なんです。それを統合的に、総合的に検討をして、財政支出についてもどうなのかという検討は必要だというように私は思いますので、今後の検討に期待したいというように思います。

次に進みますと、3番の暮らしの問題です。今、町民の暮らしは大変厳しい環境に囲まれていると思います。安倍総理は、アベノミクスの効果を誇張していますが、3カ月ごとのGDPの伸び率は、年率換算にして確実に下がってきています。何よりも一部企業の賃上げ表明が報道されていますが、全労働者の実質賃金は下がり続けており、ピーク時よりも70万円近く目減りをしているのが実態であります。地方の困難さは、歴代政府の憲法をないがしろにした政治が背景にあることを指摘しなければなりません。

このような状況の中で、安倍内閣は4月から消費税を8%に引き上げ、来年10月には10%にすると突き進んでいます。さらに、町までが町民の負担を増やせば、町民の暮らしをさらに苦しめ、現在でも解決の見通しも立たない滞納問題をさらにより一層、深刻にすることは明らかだと思います。だからこそ、国保税の引き上げを凍結し、介護保険料の軽減策、法律のいろんな範囲がありますけれども、実行する必要があると思いますが、見解を求めたいと思います。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 国民健康保険税の改正ということで、この税の条例の一部改正をこの12月議会で切迫している国民健康保険税の税率のアップということで可決をいただいたと、ご理解いただいたということでございますので、この26年度の税率改正に基づいて賦課徴収をするということは、税務課と

して実施するという方向で考えておりますし、今、国保会計が非常に厳しいということで、これは必要だというように考えております。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 介護保険料の軽減策ということでございますけれども、保険料設定に当たり、制度の指針にのっとりた低所得者への配慮、これは保険料の段階別でございますけれども、それができているというような状況でございます。以前にも答弁していると思いますが、国の見解として単独減免することは適当でないとされています。

以上です。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 最後のくだりで言われました、介護保険料の単独減免はふさわしくないという国の指導であります。以前から言っていますように、負担額についての町の工夫はそれぞれの自治体でできるはずなんです。介護保険料の軽減は、町民にとって切実であります。町長選のマニフェストでは、1年間、介護保険料を利用しなかった人には1,000円の買い物券を支給するとされています。これとても不十分であります。今回の26年度の予算に盛り込まれているのかどうかも私は確認をしておりますが、何らかの保険料の軽減策を以前から言っています。国が言っているその枠での保険料の軽減策、単独軽減策を提案しているではありません。先ほども言いましたように、法律上の枠があります。けれども、各地方ではその工夫をして軽減に努めておられます。そういうことがぜひ必要だと思いますが、いかがですか。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 先ほど言いましたように、保険料設定に当たっては、低所得者への配慮ができているという判断をさせていただいておりますので、単独の保険料につきましては軽減はできないということでご理解いただきたいと思っております。

それと、町長のマニフェストにありました、使わなかった方に対する施策ですけれども、今後、検討していきたいと考えております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** この1,000円、それとても今回の26年度の予算、今後の検討に譲られるということですから、町民の負担はいろんなもの、物価も上がってきます。そして、4月から消費税の3%引き上げで8%になります。こういう点では、甲良町が抱える滞納問題、それから貧困者の多い地域の実情に合わせてどうするかという工夫は、ぜひとも必要でありますし、この課題は避けて通れないというように思うんです。そのことを指摘しておきた

いと思います。

次に、中学校卒業までの医療費の完全無料化についてであります。どういう検討状況、今回の予算の中にもちょっと見えませんがどのような状況か説明をお願いいたします。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 実施に当たりましては、かなり大きく財源の問題ができております。それで、26年の予算におきましても大変厳しい財源状況ということで、今の状況ではなかなかすぐに対応することができないという状況でご理解いただきたいと思っておりますし、この件につきましては、町長の公約でもありますので、実施する方向で実施時期も含めて、今後検討していきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この実施をするに当たっては、福祉医療費の条例改正が伴ってくると思いますが、その作業ができているのか、多賀町で聞いていますのは、この実施をするときには事前に条例改正で実施時期も定めて、そして、どれを対象にするか、どういう内容かというのを条例で定められました。それを聞いています。それで、その条例の準備状況があるのかどうか、これが1つです。そして、財源のめどはどのような事態の中で明るい見通しになってくるのか、言葉を変えますと、どんな好材料が出てきて実施ができるというめどがつくのかという点で説明をお願いいたします。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 議員さんおっしゃいましたように、当然、条例改正が必要でございますので、その条例につきましては、現在まだ検討する段階になっておりませんが、いろんな各市町村の条例をいただいて、次の条例ができるような体制にはなっておりますけど、具体的には甲良町の条例でもまだ今後検討でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これは、もともとこの公約が昨年10月の町長選挙のときに、北川町長みずから掲げて、町民は大いに期待をして、そして、支持をされて当選されました。年度当初、来年度、つまり26年度当初から実施するというのが筋ではないかというように思うんです。今年度、いわゆる26年度中の早期に実施すべきだと考えますが、その点はどのような状況で推移するでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今、西澤議員の質問ですが、昨年から地方交付税も大幅に減額されましたし、それが前年並みに復活と、また企業の税等が増額になって

きたら、またそのようなことも考えられると思いますが、今の現状では、今年の予算を組むのが精一杯でございましたので、26年度中というところ、今のところはっきりとはめどがつかないという状況でございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 財源の問題があります。財源の問題で言えば、今度の予算書の中でも公債費が4億円を超えて、いわゆる借金返しが出てきます。今回、学校給食センターに加入をして、その債務を分担するということになりまして、それから、斎場についてもその分担金が出てまいります。先へ行けば、公債費の借金返しがまた大きくなるのしかかってきて、好材料はなかなか見つけづらいと思うんです。ですから、やはり政策の順序をぜひ優先順位を変えて臨んでいただきたいということを指摘させてもらって、次に移ります。

憲法問題です。私は、安倍内閣による憲法無視の暴走政治、これは私が言っているだけではありません。さまざまなマスコミも、そして、元官房長官や、そして内閣法制局長官の談話の中で出たり、それから、学習会の講師に呼ばれて話をされている問題であります。その暴走政治を目の当たりにして、憲法の諸条項に基づく政治が大変重要であることを改めて痛感しているところでもあります。その中の1つ、基本的人権は国家全体や家制度で押しつぶされてきた人間個人を尊重するという理念が貫かれているということにあると私は理解をしていますし、大変すばらしいことに到達をしたというように思っています。憲法13条の全ての国民は個人として尊重されるという規定が、それを象徴しているというように思います。

そこで、町民の暮らしと医療などを大切にする上でも、憲法25条生存権をはじめ、人権条項を尊重しなければならないと考えますが、見解を求めたいと思います。

○**建部議長** 人権課長補佐。

○**山田人権課長補佐** 西澤議員のご質問にお答えしたいと思います。憲法25条、すなわち生存権であり、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。私も人権課を担当しまして、人権施策、そして町民の暮らしを守るためにいろんな形で対応してきましたが、3年目を迎えてというか、3年に当たり、毎月、甲良町の広報に人権課の分野を設けまして、町民の皆さんにわかりやすくお伝えしたりしています。それが、2月の広報に載せました。これは、子ども、そして私の根底としています人権イコール命かなという部分で掲げさせてもらっております。その詩を少し朗読していきたいと思っております。

「かけがえのない1人の命。猫のお母さんが、猫を抱きしめて言いました。あなたの命は、この世にたった1つだよ。かけがえのない命、誰もあなたの

命を奪うことなんてできない。私は、お母さんの命とお父さんの命から生まれてきたのね。お母さんもおばあさんとおじいさんの命から生まれてきたのね。みんなの命はずっとつながっている。すごいことだよね」とわかりやすく町民の皆さんに、こういう憲法も含めてですけど、伝えております。その中で、甲良町では昭和44年、先ほど丸山議員の質問にありましたとおり、同和対策事業特別措置法をはじめに、平成6年には人権を尊重するための甲良町の人権条例を制定し、平成11年には同和問題町民意識調査、そして、同和地区生活実態調査を実施し、差別の実態を再確認した上で、あらゆる人権が尊重される社会、町を築いていくための施策に、先ほど議員が言われましたとおり、人権尊重の精神を活かした取り組みを進めております。また、平成22年には、甲良町人権基本方針を策定し、一人一人が生存と自由を確保し、全ての人々が平等で個人として認められ、そして、いかなる差別も許さない、町民が安心できるまちづくりに取り組みを進めています。さまざまな部分で人権を活かせる、そういう取り組みをしていっているということでございます。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町の取り組みはその点でありがたいところが幾つもあるわけですが、私が聞いていますのは、政府の取り組みがそれに反することではないのかという点で、向かう必要があるというように提起をしているんです。安倍首相が世界で一番企業が活動しやすい国をめざすと掲げたことに、私は唖然としました。この方の意識の中には、年200万円以下の所得の国民が1,000万人を突破したことも、年間3万人もの自殺者が長年続いていることも、労働者の賃金が10年以上も減少し続けていることも、それから、食糧自給率が4割であることも眼中にないのかと思うほどであります。国民の暮らしぶりがどうなっているか、現実を見ておられないと思っています。

そこで、私は人権というのは空中にある理念ではなくて、実際の生活、衣食住とよく言われますけども、働くことがまず第一であります。先だって、犯罪を犯した24歳の千葉の柏市の青年は無職で、金が欲しかったということで通り魔をされたことが報道されました。そういうように、社会に役立つ人間、それはまず労働だというように、働く場所があること、自分を活かせることが大事だというように思います。そのもとで、食べられること、暮らすことだと思いますが、その点で今の政治がそういうことをほんとうに根底を壊しているというように思います。その点でどういうように考えておられるかの対応が私は必要だと思っています。

(「議長、これ国会答弁と違うやんな。人権課長が答える問題とちがうぞ」)

の声あり)

○建部議長 人権課長補佐。

○山田人権課長補佐 安倍政権云々というよりも、西澤議員が言われたとおり、働く場所、そして、生きる喜びというのは、国会云々よりも、やはり今そこにある甲良町の町民の働く場所を設けていくこと、生きることの生きがいを見いだすことが大事かなという思いで、町の人権課として、そこに根ざしているものを追究し、そして求めていき、相談にのり、やっていきたいと、そういう地道な活動が人権課の宿命かなと思っています。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 後ろの議員の方から不規則発言がありましたが、3割自治と言われていますが、3割もありません。ほとんどの制度は、国で枠組みがつくられ、そして、予算配分は町におりてくる、各自治体におりてくるという仕組みであります。ですから、その政治のもとが間違っていれば、しっかりと議員も、そして行政も発言をする。政治家はそういう役割を持っていますし、責任を持っていることを言っておきたいと思います。

2つ目に、安倍内閣が集団的自衛権行使の容認へ解釈変更の意向をあらわにしています。地方の私たちとしても批判の目を向けなくてはならないと思います。そこで、どのように考えるのか、町長としての見解をお願いします。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 まず、私の方から憲法解釈につきましては、安倍首相は、最高責任者は法制局長官ではないと、私だと。政府の答弁に対しても、私が責任を持っていると。その上で、私たちは選挙で国民から審判を受ける。審判を受けるのは、法制局長官ではない、私だということで、安倍首相の独自の憲法の解釈ができるという、最高責任者という答弁をされています。

でも、歴代の自民党の政権下でも、法制局は法理論に基づいて客観的に憲法を解釈し、政権もその解釈を尊重してきたという経緯があります。したがって、時の政権が気に入らないからといって、自由に解釈するのはおかしいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。そういう疑問の声、そして、解釈によって憲法の状況、それから、条文の理念そのものに反する内容の解釈は許されないというのが、小泉さんも答弁をされている中身だと思いますし、ありがたい見解を表明していただきました。

もともと集団的自衛権とは、わかりきったことでありますが、自国の自衛とは全くかけ離れていて、同盟を結んでいる国が攻撃を受けたときに、自国

が攻撃をされたのと同じとみなして、武力行使を行うことでもあります。解釈変更による武力行使容認の狙いがあらわになってきた経過をたどれば、安倍内閣発足と同時に、9条改変をターゲットにしました。それに対する反対世論が高まり、次は、憲法改正手続きを定めた96条の3分の2議決というハードルを過半数に引き下げようとしてきました。それには、改憲論者も含めて、さらなる反対世論が高まり、今、手続きがより安易な解釈変更をするだけで、憲法9条の不戦の理念をなきものにしようとしていると考えられます。

そこで、3番目に移りまして、憲法9条の値打ちがこういう点でも、国民的な論議になりましたし、この9条を変えようという政権側の狙いと裏腹に、9条の存在についても国民が注目する側になってきたと思いますが、見解を求めていきます。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 見解と言われましても、なかなか難しいところがございますが、憲法9条には、我が国の防衛の基本的な方針として、実力組織として自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってくるということで、自衛隊の存在を認めているということもありますし、自衛権の発令の要件としては、我が国に対する急迫性の侵害があること、それから、この場合にこれを排除するために、ほかに適当な手段がないこと、3番目に、必要最小限度の実力行使にとどまることという定めがありますので、今のこの憲法9条の中でも十分いけるんじゃないかなということは思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 国民一人一人が9条の大切さを声を上げることとともに、あらゆる団体、さまざまな機会に戦争放棄と対話こそ、平和をつくる力であることを発信していくことが重要だと考えるものであります。シリア情勢の緊迫が終了したかと、緩和されたと思えば、クリミア半島をめぐるロシアの軍事行動が顕著になってきたり、国際状況に私たちも振り回される状況にいつなるとも限りません。そういう点では、大事な9条を守る発信をそれぞれがしていく必要があるというように思っています。

次に移りまして、去年12月6日に強行の可決がされました、特定秘密保護法です。これに反対する世論が広がっています。同法は、憲法の国民主権、基本的人権などの憲法理念に反すると考えます。私たち地方自治は、この憲法の基本的人権、そして、地方自治などの基本理念に基づきながら、日々運営をし、存在をしているというように思いますので、憲法理念に反するというように考えますが、町側の見解を求めたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 この法案は、尖閣諸島の漁船衝突映像がきっかけでできた法

案だと思っております。特に、秘密にする必要があるものを特定秘密として指定し、その秘密を漏らした国家公務員やスパイ活動を行った人を処罰すると。それを聞く人も処罰されるということです。どこからどこまでといったような明確な取り決めがされていないということもあります。しかし、これは国会の方で決められたことでもありますので、私たち町の方でとやかくという問題ではないかなと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この秘密保護法をどう見るかという点で大事な視点は、私は秘密保護法は安倍内閣が強行する戦争できる国づくりと一体に導入されたことをしっかり見ておく必要があると思っております。同時に、法律論から見ても、秘密保護法は国会を最高の国権機関と定めた条文や基本的人権、地方自治などを定めた憲法の理念を根底からくつがえすものとなっています。同法が強行された昨年およびその後も、山田洋次監督さんや宮崎駿さん、吉永小百合さん、仲代達矢さんなど、また、鳥越俊太郎さん、田原総一朗さんをはじめ、多数の現役ジャーナリストが立場、思想の違いを越えて、反対の声を上げておられます。

改めて、私は町長にお尋ねしたいんです。昨年、長浜市の藤井勇治市長が、私たちの問いに対して反対の意思を表明されました。情報公開の流れとも逆行するという立場と、それから、基本的人権や情報公開の流れに逆行するという立場で表明をされていますが、町長の見解を聞かせていただきたいと思っております。

○建部議長 町長。

○北川町長 藤井市長が言われたことに対して、私は直接聞いたわけでもないので、ちょっと理解ができませんので、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それぞれの首長さんは、その自治体の町民、市民、住民に対して安全や暮らしを守ることなどなど、大変な責任を持っておられます。そういう立場から、国の制度についても、行政マンとは少し立場が違いますので、政治的な見解なりをよく表明されているところがありますので、ぜひともこの秘密保護法についての状況は、先ほど総務課長が言われた内容でありますので、町長としてもどういう対応ができるかどうかということではありませんけども、政治的にどう見るかというところで、ぜひご検討をしていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3 時 4 5 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 山 田 裕 康